# 第３次柳井市総合計画

## 前期基本計画（案）

# 1　市民の力・協働




## 現状・課題

〇本市はもとより全国的な地方の問題として、急速な人口減少と少子化・高齢化の進行、ライフスタイルの多様化により、地域課題は複雑化しており、行政による画一的な公共サービスだけでは対応が困難な状況にあります。

そのような中、本市には、集落ごとに組織された自治会をはじめ、婦人会、老人クラブ、各種文化・スポーツ団体などで組織する地区コミュニティ協議会を中心に、幅広い分野で住民相互の交流や共同の活動を通じて、地域コミュニティの維持・形成が図られています。また、各地区では、住民自らが地域の将来像を描く「地域の夢プラン」に基づいた主体的な地域づくりが進められています。

〇本市では、令和７（2025）年１月に「柳井市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」を制定し、市民と行政が「共に考え、共に行動する」ための仕組みを体系的に整理しました。

また、市民活動の拠点である「やない市民活動センター」をみどりが丘図書館内に移転し、各種相談など市民活動団体のサポートを行うとともに、市民活動講座や交流イベント等を通じて、多くの方に市民活動に触れやすい、関心を持ちやすい環境を整えました。

今後は地域課題の解決及び活性化のために、市民及び行政がそれぞれの役割と責任を担い、協力しあう体制を整え、「市民の力」を生かした持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

〇本市では、広報紙やホームページの充実、ＳＮＳ等の活用により、市政の透明性を高め、市民との情報共有を図るとともに、市民懇談会、審議会の公募委員、パブリックコメントなどを通じて、市民の声を聴く体制づくりに努めてきました。市民参画をさらに進めるに当たっては、参画機会の充実を図るとともに、デジタル技術を積極的に活用し、市民がいつでもどこでも、必要な情報を迅速に入手できる環境を整えていくことが求められています。

## 施策展開の方針と主な取組

1　市民主体の地域づくりを推進します

〇各地域のコミュニティ活動を支援することで地域への愛着と連帯感を育むとともに、地域自らが課題を見つめ、将来の姿を計画する「地域の夢プラン」の策定と実践の推進を支援します。

〇必要に応じ各地区に集落支援員、地域おこし協力隊員を配置し、市民と行政のパイプ役として、地域課題の解決や地域の維持・活性化を支援します。

〇自治組織同士の課題共有や対話を促進し、相互理解を深めることで、持続可能な自治組織の運営につなげます。

２　協働によるまちづくりを支える基盤整備を進めます

〇市民活動のプラットフォームである市民活動センターの機能充実を図り、団体組織力の向上と活動の活性化を推進します。

〇市民活動や地域づくりに関する研修会等の開催を通じて、次世代の地域づくり人材の育成に努めます。

３　情報発信を充実し、市民との情報共有を図ります

〇広報紙やホームページ、SNS、ケーブルテレビなどの各種媒体を活用し、積極的な情報発信を推進します。

４　市民参画の機会の充実と市民の声を反映できる環境づくりに努めます

〇市政への提言制度、パブリックコメントなどにより、広聴活動の充実を図ります。

〇各種審議会の公募委員や市民と市長との懇談会や学習会、講演会、市民参加型ワークショップ等の開催を通じ、市政への関心を深め、市民と共にまちづくりについて話しあう機会を提供します。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 市民と市長との懇談会における満足度 | R7 年度：83.9% | R13 年度：85.0% | ↗ |
| 市公式ＳＮＳ登録者数 | R7 年度：8,697 人 | R13 年度：10,000 人 | ↗ |
| 地域の夢プラン作成地区数 | R7 年度：8 地区 | R13 年度：10 地区 | ↗ |
| やない市民活動センターの運営に関する満足度 | R7 年度：90.8% | R13 年度：95.0% | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

〇市民懇談会等に参加し、市政に対しての意見等を行政に届けましょう。

〇地域の方とのコミュニケーションをとり、地域の課題や市政に関心を持ちましょう。

〇地域活動や行事に参加し、自身の知識や経験をまちづくりに生かしましょう。

〇市公式ＳＮＳをフォローし、市政情報を入手しましょう。

## 2　情報化




### 現状・課題

○総務省の「自治体デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」では、自治体が果たすべき役割として、デジタル技術等を活用した市民の利便性向上と業務効率化によって、行政サービスの提供を持続可能なものとすることを求めており、同時に、ＤＸを推進するに当たっては、市民とその意義を共有しながら進めていくことが重要とされています。多様化する市民ニーズに応え、限られた行政資源において質の高いサービスを提供するためには、ＩＣＴの活用や行政ＤＸによって、持続可能なサービスの提供体制を構築する必要があります。

○これからのデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの本市普及率（人口に対する保有枚数率・令和７（2025）年度）は 88.2%となっています。この全国的にも高い交付率（全国平均は約 81%）を生かすために、各種証明書のコンビニ交付などの利用促進やマイナンバーカードを活用できるサービスの充実を図る必要があります。

○デジタル技術の利活用に不安を感じる層が一定数存在しています。また、デジタル化の進展に伴い、情報を扱う力の差が生活の利便性や社会参加の機会に影響を及ぼしています。「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向け、年齢や地域などにかかわらず、市民が必要な情報を適切に理解し活用できるよう、情報リテラシーの向上を図る必要があります。

### 施策展開の方針と主な取組

1　行政ＤＸを推進します

○窓口において書かないで済む、いわゆる「書かない窓口」に向けた環境整備に取り組みます。

○各種証明書のコンビニ交付等、デジタルサービスの利用促進や充実を図るとともに、スマートフォン等からいつでも迅速に申請や情報の入手ができるような行政サービスのオンライン化を加速します。

2　デジタル基盤を整備し、ＩＣＴの活用を推進します

○地域イントラネット等、デジタル基盤の整備を進めます。

○クラウド環境の整備、情報セキュリティ等の強化を図り、ＩＣＴの活用につなげます。

○防災、医療、福祉、教育、産業振興などの多岐にわたる分野でＩＣＴを活用し、地域の課題解決、活力創出につなげることを目指します。

3　情報格差（デジタルデバイド）の解消、情報リテラシーの向上を図ります

○丁寧な相談支援や、誰にでも使いやすい操作性（ユニバーサルデザイン）の導入など、世代間の格差を埋める施策を進めます。

○誰もが日常生活や地域活動にデジタル技術を生かせるよう、デジタルリテラシーの向上を支援します。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 証明書発行件数に占めるコンビニ交付の割合 | R7 年度：19.8% | R13 年度：30.0% | ↗ |
| マイナンバーカード交付率 | R7 年度：88.2% | R13 年度：93.0% | ↗ |
| デジタルリテラシーの向上に係る講座受講者の満足度 | R7 年度：－ | R13 年度：90.0% | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○オンライン手続を積極的に利用しましょう。スマートフォンからできる手続やコンビニでの証明書交付などを、まずは一度試してみましょう。

○家族や親戚、近所の高齢者の方に、スマホの基本操作（ＬＩＮＥや防災アプリの使い方など）を優しく教えましょう。

○ＳＮＳなどで流れてくる不確かな情報や災害時のデマを安易に拡散（リポストやシェア）しないようにしましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 柳井市ＤＸ推進計画 | 令和 8～11 年度 |
| 柳井市情報セキュリティ基本方針 | 令和 8 年度～ |

## 3　連携・交流・移住




### 現状・課題

〇人口減少、少子化・高齢化の進行により、地域の担い手不足や財源の制約といった課題が顕在化する中、医療体制をはじめとして、単独の自治体だけでは解決することの困難な課題が増えています。本市は、近隣市町との広域連携により、ごみ・し尿処理、消防などの共同事務処理を推進しており、令和７（2025）年４月には、柳井地域広域水道企業団が、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町及び平生町から水道事業を承継し、経営を統合しました。
また、本市は広島広域都市圏に参画しており、県境を越えて経済、観光、文化などの分野で広島市をはじめとする圏域自治体と積極的な連携・交流を行っています。今後もさらなる近隣自治体との連携による効率的・効果的な行政運営や地域活性化に向けた取組の重要性が高まっていると考えられます。

〇地域課題が複雑化・多様化する中、行政だけでなく、民間事業者や教育機関、金融機関など多様な主体との連携・共創による地域課題の解決が不可欠となっています。地域資源や民間ノウハウを最大限に活用できるよう、連携体制の強化や新たな協働の仕組みづくりが求められています。

〇本市は、温暖な気候と充実した都市機能を有し、高い「住みよさ」を維持しています。この強みを生かし、次世代を担う若者や子育て世帯に「選ばれるまち」であり続けることが、地域の持続可能性を高める鍵となります。
移住定住ポータルサイトを中心とした積極的な情報発信や相談体制の充実、さらに大都市圏における移住フェアへの出展強化に取り組み、移住相談件数は堅調に推移しています。
加えて、都市圏からの移住支援金、子育て世代への住宅取得支援、空き家バンク制度など、子育て応援・定住促進事業を多角的に実施するなど、移住定住施策を積極的に取り組んでいます。これらの充実した取組を通じて、さらなる移住の促進と定住人口の確保を図るとともに、移住者や若者が地域に馴染み、定着できるよう、生活面や交流面のサポートにおいても一層の充実を図ることが求められています。

### 施策展開の方針と主な取組

1　近隣自治体との交流・連携を推進します

〇近隣自治体等と適切な役割分担に基づいた効率的な行財政運営を推進します。

〇広島広域都市圏、松山圏域などとの連携を強化し、広域的な課題への対応や交流人口の増加、関係人口の拡大を目指します。

2　多様な主体との交流・連携を推進します

〇民間事業者の知見やノウハウを活用し、地域課題の解決を図るため、連携協定等を含めた官民連携の推進を図ります。

〇学生の地域活動への参画や講習会による人材育成など教育機関との連携を推進します。

3　多角的な施策を展開し、関係人口の創出と移住定住人口の確保に努めます

〇移住定住ポータルサイトの魅力を高め、本市での暮らしをビジュアルに訴求できる効果的な情報発信を行います。

〇移住希望者等との積極的かつきめ細かなコミュニケーションを図り、移住しやすい環境づくりに努めるとともに、移住者交流会の開催など移住後のサポート体制の充実を図ります。

〇ワーケーションや二拠点居住など多様化するライフスタイルに応じた支援体制の充実を図り、関係人口の創出に努めます。

〇就労のために移住した若者の孤独感の解消や余暇の充実などの課題解決を民間企業と連携して取り組みます。

〇本市が定住する場所として選ばれるよう多角的な支援を展開し、さらなる移住定住の推進を図ります。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 広域で取り組む共同事業 | R8 年度：45 事業 | R13 年度：50 事業 | ↗ |
| 移住相談件数 | R7 年度：641 件 | R13 年度：720 件 | ↗ |
| 空き家バンク登録件数 | R7 年度：60 件 | R13 年度：70 件 | ↗ |
| 空き家バンク制度による移住者数（平成 25 年度からの累計） | R7 年度：149 人 | R13 年度：230 人 | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

〇やない暮らしの魅力を市民自ら発信し、柳井のファンを増やしましょう。

〇新しく移住してきた仲間を温かく迎え、地域で支えあいましょう。

〇近隣の空き家の所有者等に、空き家バンクへの登録を呼びかけましょう。

## 4　行財政運営



### 現状・課題

○公共サービスに対する市民満足度の向上を図るため、職員の資質や能力の向上、職員数の適正な管理に努めています。質の高いサービスを安定的かつ継続的に提供するためには、職員研修の計画的な実施や多様な人材の確保を図る必要があり、働き方改革を含め、職場環境の改善に取り組んでいく必要があります。

○少子化や高齢化の進展により生産年齢人口が減少することに伴い、市税収入の減少や社会保障関係費の増嵩による財政状況の悪化が懸念されます。人口減少社会であることを前提に持続可能な行財政運営を実現するためには、限られた経営資源（人材・資産・財源・情報）の適正化を図る必要があります。

○公共施設等の適正な管理を図るため、施設の長寿命化、複合化等の検討が必要です。また、道路や橋りょう、上下水道といった社会基盤施設は、防災への対応が求められていますが、多くが老朽化し、その対策に必要な費用は一層増加すると見込まれます。このことは今後の財政運営を難しくする要因にもなり、これまで以上に効率的な運営が求められます。

### 施策展開の方針と主な取組

1　行政マネジメントシステムの機能を強化し、持続可能な行財政運営の実現に取り組みます

○職員の資質や能力の向上を図るため、多様な研修を計画的に実施するとともに、意欲と能力を持った人材の育成に努めます。

○公共サービスの維持を図るため、「柳井市定員管理計画」に基づき、適正な定員管理に努めます。

○有料広告やふるさと納税の推進、未利用財産の有効活用、売却等により自主財源の確保に努めます。

○財政調整基金など各種基金残高の維持に努め、財政の健全化を図ります。

○民間の知見や資金の導入などにより効率的な公共施設等の運営・整備に努めます。

○「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき、計画的に公共施設等の長寿命化、更新・統廃合を図ります。

○行政改革推進委員会の意見を踏まえながら継続的に改革に取り組むとともに、デジタル技術の活用や民間事業者、市民、団体等との連携など、新しい技術や発想を取り入れながら、計画的な行財政運営に努めます。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 職員数 | R7 年度：321 人 | R13 年度：<br>おおむね現状を維持する<br>（327 人） | → |
| 実質公債費比率 | R7 年度：7.6% | R13 年度：<br>おおむね現状を維持する | → |
| 将来負担比率 | R7 年度：40.2% | R13 年度：<br>おおむね現状を維持する | → |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

〇広報紙やホームページにおいて公表されている財政状況等に関心を持ってみましょう。
〇市外に住む親戚や友人に本市へのふるさと納税を呼びかけましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 柳井市定員管理計画 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和 17 年 4 月 1 日 |
| 柳井市公共施設等総合管理計画 | 平成 28～令和 31 年度 |
| 第 5 次柳井市行政改革大綱 | 令和 7～11 年度 |

# 1　人権・男女共同参画




## 現状・課題

○人権とは、すべての人が幸福に生きていくために保障される基本的な権利であり、人種や民族、性別などの違いを超えて、すべての人に等しく備わっている大切なものです。しかしながら、人口減少、少子化や高齢化、家族形態の変化など、急速な勢いで変化する社会経済情勢の中で、人権を取り巻く課題も複雑化・多様化しており、子どもや高齢者、障がいのある人などへの虐待やいじめ、性的マイノリティや外国人等に関する差別や偏見など様々な人権問題が存在しています。また、ＳＮＳ等の普及に伴い、インターネット上での誹謗中傷や差別を助長するような発信が、後を絶たない状況です。

○このような課題を解決していくためには、人権教育を総合的かつ継続的に推進していくことがますます重要となっています。家庭、地域、職場、学校等あらゆる場面において、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなまちを実現するためには、人権啓発・教育の推進体制の整備や指導者の資質向上を図るとともに、その取組内容をより充実させていく必要があります。

○男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進め、多様な意見が公平・公正に反映される必要があります。

○関連法の整備は進んできたものの、依然として男女の地位の平等について、意識の醸成が十分とは言えません。そうした背景には、働き方、暮らし方の根底に長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や、性差に関する偏見、固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられます。固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、すべての人が性別に関係なく一人ひとりの尊厳が守られ、基本的人権が尊重され、安全に生活できる環境づくりが重要です。

## 施策展開の方針と主な取組

1　すべての市民の基本的人権を尊重するという普遍的な視点に立ち、一人ひとりを大切にする人権教育を推進します

○人権に関する各種研修会等の実施や、地域・職場などにおいて自主的に人権について学び、交流できる環境の整備を進めることで、人権意識の向上を図ります。

○家庭・地域・学校が連携しながら、すべての市民が思いやりに満ちた豊かな心を育むことができるよう、広報や情報提供の充実を通じて、人権啓発活動を促進します。

○地域・学校・職場における人権教育の推進役となる指導者の育成を進めるとともに、その資質と指導力の向上に努めます。

２　相談・推進体制の充実を図ります

〇児童・生徒一人ひとりの成長段階に応じた人権教育を推進するため、教職員の研修の充実に努めるとともに、家庭教育に関する相談体制の充実を図ります。

〇人権に関する様々な相談に適切かつ迅速に対応するため、人権擁護委員や関係機関との連携を密にし、相談体制の強化を図ります。

３　男女共同参画の視点に立ち、あらゆる施策を進めます

〇政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進め、多様な意見が公平・公正に反映されるよう努めます。

〇子どもをはじめ幅広い世代に対して、固定的な性別役割分担意識にとらわれることのないよう、男女共同参画への理解を深めるための啓発活動を推進します。

４　配偶者からの暴力やパートナー間の暴力を許さない社会の実現を目指します

〇ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）等の防止に向けた取組を推進するとともに、関係機関と連携し、ＤＶ被害者を支援します。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 人権教育研修会参加者数 | R7 年度：559 人 | R13 年度：600 人 | ↗ |
| 人権推進に関わる指導者の養成及び資質向上のための講習会回数 | R7 年度：8 回 | R13 年度：維持する | → |
| 審議会などに占める女性委員の割合 | R7 年度：46.3% | R13 年度：50.0% | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

〇人権研修会や講演会に参加してみましょう。

〇配偶者やパートナーに対し思いやりの気持ちを持ち、家事や育児などを共に担いましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 柳井市人権教育推進計画 | 毎年度 |
| 第 4 次柳井市男女共同参画基本計画 | 令和 5～9 年度 |

## 2　学校教育



### 現状・課題

○人口減少や少子化・高齢化、情報化・デジタル化、グローバル化の進展など、教育を取り巻く社会は急速に変化し、子どもたちを取り巻く環境も複雑化・多様化しています。こうした中、予測困難な時代を主体的に生き抜く力や、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創る力が求められています。また、一人ひとりの可能性を引き出し、誰一人取り残さない教育の充実も重要となっています。そのためには、確かな学力だけでなく、豊かな心や健やかな体を育みながら、子どもたちが自ら考え、挑戦し、未来を切り開く力を育成していく必要があります。

○本市では、平成 27（2015）年度から「愛、夢、志をはぐくむ教育～スクール・コミュニティによる教育のまちづくりの推進～」を教育目標に掲げ、学校・家庭・地域が連携した教育活動を進めてきました。学校運営協議会や学校応援団による活動も定着し、地域と学校とのつながりは着実に深まっています。こうした取組は、子どもたちが地域の人々と関わりながら学ぶ機会を生み、地域への愛着や誇りの醸成にもつながっています。今後も、地域全体で子どもたちの成長を支える体制を充実させるとともに、地域とともにある学校づくりをさらに推進していく必要があります。

○子どもたちが将来の夢や志を実現していくためには、学ぶ意欲を高め、自らの生き方や将来について主体的に考える力を育むことが重要です。そのためには、学校での学びと社会や地域とのつながりを実感できる教育活動を充実させる必要があります。本市では、地域人材や地域資源を活用した体験活動やキャリア教育を推進し、子どもたちの自己実現につながる学びを進めています。また、多様な価値観に触れながら学ぶことで、「自己肯定感」「他者肯定感」「地域肯定感」の三つの肯定感を育むことも大切です。今後も、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばす教育の充実を図る必要があります。

○県教育委員会が令和４（2022）年３月に策定した「第３期県立高校将来構想」に基づき、本市の県立高等学校は再編統合が進められ、令和８（2026）年度から新たな高等学校としてスタートしました（令和８（2026）・９（2027）年度は２校体制）。新高校では、普通科及びビジネス情報科を設置し、特色ある学校づくりが進められています。少子化や社会の変化が進む中、私立を含む高等学校には、生徒一人ひとりの多様な学習ニーズや進路希望に応じた教育の充実に加え、地域資源を生かした学びや地域との連携を通して、郷土への愛着や地域社会を支える力を育むことが期待されています。

## 施策展開の方針と主な取組

1　自分を愛し、人を愛し、地域を愛する教育を推進します

〇学校の教育活動全体を通じた道徳教育に関する取組や体験活動を工夫・改善することを通して、豊かな心の育成を図ります。

〇生活・文化体験活動や自然体験活動の機会を積極的に設けます。

〇インクルーシブ教育を充実させ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。

〇すべての児童・生徒を対象に日々の教育活動全体を通じて、児童・生徒の成長・発達を支える生徒指導を進めていきます。

〇学校・地域連携カリキュラムの見直しや改善を図り、地域の人の思いや願いに触れる機会を設けます。

〇地域の文化財や歴史的な出来事を取り入れた教材開発を通して、子どもたちが地域の歴史に対する理解を深めることで、郷土学習の充実を図ります。

2　学校・家庭・地域で夢をはぐくむ教育を推進します

〇夢や志を持ち、人間力と社会力を兼ね備えた社会人として自立できるように、発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進します。

〇学校に行きづらさを感じている児童・生徒の居場所の確保や、一人ひとりの状況に応じた相談・指導・助言を行い、社会的自立が図れるように支援をします。

〇学校保健・安全活動の実態把握と効果的な改善に努め、活動を組織的・計画的に推進します。

〇健康な身体を育成、維持するため、望ましい食習慣を身に付けさせるなど、食の自己管理能力を育みます。

〇学校給食においては、地産地消を推進し、安全で衛生的かつ栄養バランスのとれたおいしい献立の提供に努めます。また、必要な施設整備を進めます。

〇事故、事件、災害等の危険を自ら予測し、回避するための力を身に付けさせます。また、交通安全教育や防犯・防災訓練などの安全教育の充実を図ります。

3　志を実現する教育を推進します

〇学習指導要領の趣旨を基本として、教育内容の充実を図ります。

〇各校の「学力向上プラン」に基づき、授業を改善し、家庭学習を充実、深化させることで学校と家庭がつながる「学びのサイクル」の確立に取り組みます。

〇全国学力・学習状況調査と総合学力調査、学力定着状況確認問題の評価・結果分析を行い、年２回の検証改善サイクルによる授業改善を行います。

〇主体的・対話的で深い学びの実装を目指した授業づくりを行うとともに、ＩＣＴを効果的に活用して、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図ります。

〇発達段階に応じて系統的・継続的に情報モラルを育成し、情報リテラシーの向上を図ります。

○各校において 10 歳のつどいや立志式を実施し、「何を成し遂げたいか」「どんな大人になりたいか」など、志を立てる教育を推進します。
○小学校と幼稚園・保育所（園）の目標や活動を「やない架け橋期のカリキュラム」を活用して円滑につなぎます。
○私立高等学校に対し、助成を行うことで特色ある高等教育を支援するとともに、奨学金貸付事業を行い、向学心のある学生の教育を受ける機会を確保するなど、高等教育に向けた環境の充実を図ります。

4　教育環境を充実させるとともに、学校規模の適正化を図ります
○学校運営協議会の活性化や各学校との連携・交流、研修機会の充実を図り、スクール・コミュニティ活動に取り組みます。
○タブレット端末整備等のハード面と、ＡＩドリルや協働学習ツールの活用及び教員のＩＣＴリテラシー向上等のソフト面の充実を図ることで、児童・生徒の情報活用能力や学力の向上を図ります。
○柳井市公立学校等施設整備計画及び柳井市学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の計画的な整備や適正規模・適正配置の学校づくりを進めます。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合（全国学力・学習状況調査） | R7 年度：小 87.9%<br>中 84.5% | R13 年度：小 90.0%<br>中 90.0% | ↗ |
| 将来の夢や目標をもっている児童・生徒の割合（全国学力・学習状況調査） | R7 年度：小 90.1%<br>中 68.4% | R13 年度：小 95.0%<br>中 80.0% | ↗ |
| 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童・生徒の割合（全国学力・学習状況調査） | R7 年度：小 86.4%<br>中 71.4% | R13 年度：小 90.0%<br>中 80.0% | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○学校行事に参加してみましょう。
○学校応援団に登録してみましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 柳井市教育大綱・柳井市教育振興基本計画（第 3 期） | 令和 8～12 年度 |
| 柳井市公立学校等施設整備計画 | 令和 7～9 年度 |
| 柳井市学校施設長寿命化計画 | 令和 2～12 年度 |

## 3　生涯学習



### 現状・課題

〇近年、我が国では、少子化・高齢化や人口減少、デジタル化の進展、働き方の多様化、地域コミュニティの希薄化などを背景として、生涯学習の重要性が一層高まっています。国においては、「人生 100 年時代」を見据え、年齢や職業に関係なく誰もが学び続け、その成果を地域や社会で生かすことのできる社会の実現を目指しています。一方で、急激な社会変化の中、高齢者の社会参加の促進や持続可能な地域社会の形成、誰もが豊かに学び活躍できる場の創出などが課題となっています。このような状況を踏まえ、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが学習機会を得られる包摂的な学びの体制整備が求められています。

〇本市では、少子化・高齢化や人口減少の影響により、学習活動への参加者及び活動の担い手不足が懸念されています。また、直近の市民アンケートでは、「生涯学習の満足度」が 50％を下回っており、防災、福祉、環境、デジタル技術、地域課題解決など、多様化する現代的課題や市民一人ひとりの学習ニーズに対応した学習環境の整備が求められています。

〇多様化するニーズに対応していくため、しらかべ学遊館や公民館、令和６（2024）年７月に供用開始したみどりが丘図書館などを拠点として、生涯学習の取組をさらに促進し、市民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも・どこでも・誰でも学ぶことができ、それぞれのライフスタイルに応じた学習機会を得られる環境整備を進めていく必要があります。

### 施策展開の方針と主な取組

1　普及啓発活動を積極的に行います

〇生涯学習の普及を図るため、広報紙やホームページ、ＳＮＳ等を通じて、多様な学習情報を提供し、学習意欲の喚起に努めます。

2　学習機会の充実と学習活動の多面的支援に努めます

〇学校や大学等との連携による公開講座や講演会等を開催し、多様な学習機会の提供に努めます。

〇学びの拠点である「しらかべ学遊館」や公民館での学習の機会を充実させるとともに、社会教育主事、公民館主事、図書館司書等の生涯学習を推進する上で重要な役割を担う人材の育成を推進します。

〇学校、スポーツ協会、競技団体、文化連盟等と連携し、学校部活動の地域連携や地域展開を進めることで、子どもたちが継続してスポーツや文化芸術活動に親しめる仕組みを構築します。

3　学習成果発表機会の充実を図ります

〇地域の特性を生かした生涯学習事業を展開するとともに、生涯学習の成果を地域の財産として捉え、その成果を披露する場の充実を図り、地域の活性化やまちづくりに活用します。

4　生涯学習活動施設の整備に努めます

〇市民が利用しやすい施設となるよう、公民館等生涯学習施設の改修や建替えを計画的に行うとともに、適切な維持管理を行います。

5　図書館での学びと交流の充実に努めます

〇市民の多様な学習ニーズに対応するため、図書館の蔵書、資料の充実や利便性の向上など利用環境の充実を図ります。

〇柳井図書館（みどりが丘図書館）及び大畠図書館と学校図書館、県立図書館など他の図書館との連携を図り、読書活動の推進と図書館施設の利用促進に努めます。

〇みどりが丘図書館は、子育て世代をはじめ、大人から子どもまで誰もが安心して快適に過ごせるよう学習、読書、交流など利用目的に応じた居心地の良い環境の充実を図ります。

〇地域の情報拠点として、地域行政資料をはじめとした資料の充実を図ります。

〇主体的な学びと多様な交流機会の創出を図ります。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 公民館活動利用者数 | R7 年度：24,783 人 | R13 年度：26,000 人 | ↗ |
| 柳井・大畠図書館来館者数 | R7 年度：211,281 人 | R13 年度：219,000 人 | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

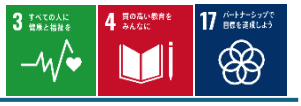
〇公民館や図書館に足を運んでみましょう。

〇自分の趣味を持って、学んでみましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 柳井市教育大綱・柳井市教育振興基本計画（第 3 期） | 令和 8～12 年度 |

# ４　スポーツ振興




## 現状・課題

○スポーツは、心身の健康の保持増進に加え、人と人とのつながりを育み、地域に活力や誇りをもたらす重要な役割を果たすものです。近年は、健康志向の高まりやライフスタイルの多様化により、市民一人ひとりのスポーツ活動へのニーズが高まっています。また、スポーツ活動を通じた地域交流や観光振興、地域活性化への期待も高まっており、スポーツイベントと地域資源、文化、観光、商業等を有機的に結び付けた取組が求められています。

○本市では、これまで「柳井市スポーツ推進条例」及び「第２期柳井市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを楽しめる環境の整備やスポーツ団体への支援等を通じて、市民がスポーツに親しめる環境づくりに取り組んできました。また、パリ 2024 夏季オリンピックでの本市出身選手の活躍や柳井商工高等学校女子バドミントン部の全国大会での快挙は、市全体に大きな盛り上がりと感動をもたらしました。今後も、競技水準の向上を図るとともに、こうした機運を生かしながら、市民がスポーツに親しみ、継続的にスポーツ活動へ参加できる機会の充実を図っていく必要があります。

○柳井市スポーツ活動に関する市民アンケート調査では、４人に３人が運動不足を感じており、３割以上の市民がスポーツ活動に消極的な意向を示しています。このため、誰もが気軽に参加できるレクリエーションや軽度な運動への参加意欲を高めるとともに、デジタル技術の活用による利便性向上や情報発信の強化を図りながら、市民の健康づくりと地域活性化につながるスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

## 施策展開の方針と主な取組

１　生涯スポーツの推進に取り組みます

○年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、市民一人ひとりの関心、適性、健康状態等に応じて、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりを推進します。

○スポーツ・レクリエーションに関する情報発信の充実を図ります。

２　スポーツ団体の活動を支援し、人材の育成を図ります

○スポーツ協会や競技団体、地域スポーツクラブ等の活動を支援し、組織体制の充実を図ります。

○スポーツ教室や講習会等の開催を支援し、子どもから高齢者まで幅広い世代のスポーツ活動への参加を促進します。

○スポーツを通じた青少年の健全育成を推進するとともに、指導者、ボランティア等の人材育成と活用を図ります。

○競技力向上に向け、競技団体や選手の育成支援を行い、全国大会等で活躍できる選手の育成に努めます。

3　スポーツ・レクリエーションによる地域活性化を推進します

○魅力あるスポーツイベントやレクリエーション行事の開催を通じて、市民交流や地域間交流を促進します。

○スポーツ大会や合宿の誘致を推進し、交流人口の拡大と地域の活性化を図ります。

○スポーツを「する」「観る」「支える」機会の充実を図り、市民参加型のスポーツ振興を推進します。

4　スポーツ・レクリエーションの場の充実を図ります

○体育施設やスポーツ・レクリエーション施設の計画的な整備と適切な維持管理を推進します。

○学校体育施設の地域開放や社会体育施設の利用促進を図り、身近にスポーツに親しめる環境づくりを進めます。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 全国大会出場者数（延べ人数） | R7 年度：210 人 | R13 年度：220 人 | ↗ |
| 合宿・スポーツ大会宿泊者数 | R7 年度：2,451 人 | R13 年度：2,900 人 | ↗ |
| 体育施設の年間利用者数 | R7 年度:約 470,000 人 | R13 年度:480,000 人 | ↗ |
| 市主催のスポーツ行事参加者数 | R7 年度：5,726 人 | R13 年度：6,000 人 | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○地域のスポーツ大会やレクリエーション活動に積極的に参加しましょう。

○身近な運動習慣づくりに取り組み、健康づくりにつなげましょう。

○スポーツ施設を大切に利用し、誰もが利用しやすい環境づくりに協力しましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 第 2 期柳井市スポーツ推進計画 | 令和 7～16 年度 |

# 5　青少年育成




## 現状・課題

○次代を担う青少年が心身ともに健やかに、たくましく成長することは、市民すべての願いです。少子化・高齢化の進展、現代社会の高度化・複雑化の中で、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。不登校児童生徒が増加し、虐待、いじめ、非行等の問題が深刻化する中で、青少年のインターネット利用拡大により、ＳＮＳ上のいじめや誹謗中傷、オンラインゲームの課金詐欺、いわゆる「闇バイト」犯罪への関与によるトラブルなど、インターネット上の有害情報から青少年を守ることが喫緊の課題となっています。このような状況の中、青少年がモラルや責任感を身に付け、健やかに成長できる環境づくりが強く求められています。

○本市では、これまで「柳井市青少年健全育成市民会議」や「柳井市青少年育成センター」などを中心に、街頭補導活動や電話相談、薬物乱用防止・虐待防止の街頭での啓発活動等、有害情報から青少年を守る取組を進めてきました。青少年が社会性や自立性を育み、心豊かにたくましく成長していくには、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、家庭、学校、地域社会等が連携しながら、地域全体で青少年を支える体制づくりが重要です。このため、「家庭の日」の呼びかけ、参加・体験型の文化・スポーツ活動やボランティア活動への参加機会の充実を図るとともに、青少年や青少年団体の自主的･主体的な取組への支援の継続が求められています。

## 施策展開の方針と主な取組

1　家庭教育の充実により、心豊かな子どもたちを育てます

○子どもに対する適正な親の態度や家庭のあり方、親子のふれあいや対話の重要性等についての啓発活動を推進します。

○親や将来親となる青年層を対象に、親が子どもに対して果たすべき役割や家庭での関わり方についての情報の共有や、親同士の交流の場の設置に努めます。

○青少年が安全・安心にインターネットを利用できるよう、保護者に対し様々な啓発活動を推進していきます。

2　青少年を取り巻く環境の整備を行います

○子どもたちが安心して過ごせる環境づくりのために、青少年に関わる各種団体、関係機関及び学校との連携を図り、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

○市民参画による青少年健全育成運動が展開できるように「柳井市青少年健全育成市民会議」における情報共有の充実と役割の明確化を図るとともに、その活動を積極的に支援します。

○警察、民生委員・児童委員、保護司などの関係機関、団体との密接な連携を図りながら、「柳井市青少年育成センター」を核とした学校･家庭･地域社会との連携を推進し、地域、少年補導員、防犯パトロールなどによる青少年を見守る活動に取り組みます。

○学校、警察等と連携し、小学校低学年のうちから、インターネットの適切な利用に向けた情報モラル教育の充実や啓発に取り組みます。
○有害図書や有害ＤＶＤ等が容易に入手できる現在の状況を踏まえ、販売店舗の立入調査を継続実施し、業者の自主規制を促していきます。

3　地域社会と連携し青少年の育成に取り組みます
○ボランティア活動、コミュニティ活動、職場体験などへの参加機会の拡充を促進し、青少年の社会性や自立性を育成します。
○子ども会活動、ボーイスカウト活動、スポーツ少年団活動、文化活動などの自主的な活動を支援し、体験活動の機会の充実を図ります。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 街頭補導活動の実施回数 | R7 年度：30 回 | R13 年度：維持する | → |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○子どもや若者と気軽にあいさつや話をしてみましょう。

## 6　文化・国際交流




### 現状・課題

○本市には、白壁の町並みとして知られる古市金屋伝統的建造物群保存地区や大鏡が発見された柳井茶臼山古墳、余田臥龍梅などの文化財をはじめ、阿月の神明祭などの伝統行事や埋蔵文化財など多くの歴史的文化遺産があります。また、岩政信比古、浦靱負、僧月性といった幕末期に活躍した教育者をはじめ、国木田独歩やいぬいとみこ等多くの文化人を輩出しています。

○しかしながら、少子化・高齢化の進行により、文化財の維持管理、地域の伝統文化や芸能の継承が危ぶまれています。長く受け継がれてきた歴史的文化遺産は、本市の特色ある貴重な資源であり、市民の理解と協力を得ながら、大切に保護、保存、継承し、これらを生かしたまちづくりを進めていく必要があります。

○本市では、サンビームやない、アクティブやない、公民館などの施設を拠点に、市民の自主的で多彩な芸術・文化活動が活発に行われています。今後とも、市民に芸術・文化活動の場を提供するとともに、優れた芸術・文化に触れる機会の充実を図り、市民が日常的に芸術・文化に親しめる環境づくりを進めていく必要があります。

○本市の国際交流は、これまで民間団体等による教育や文化交流を中心として展開されてきました。しかし、近年、外国人市民の増加に伴い、日本語学習や生活情報の入手、就労、防災対策など、日常生活におけるニーズは複雑化・多様化しています。外国人市民が地域社会から孤立することなく、社会の一員として安全に安心して暮らせる環境を整える「多文化共生」のまちづくりに取り組むことが求められています。

### 施策展開の方針と主な取組

1　歴史的文化遺産の保存と活用を行います

○古市金屋伝統的建造物群保存地区や柳井茶臼山古墳、勤王僧月性に関する文物史料、史跡等の地域素材を生かした郷土学習に努めます。

○指定文化財の保全に努めるとともに、情報発信により市民の文化財に対する理解を深めます。

○未指定文化財の把握・調査を行い、指定化の検討を行います。

○埋蔵文化財の活用を図るため出土品の展示等を実施し、市民の学習意欲の向上を図ります。

2　伝統文化・芸能の保存・継承を行います

〇民俗芸能の保存、伝統行事の保存を図るため、継承と後継者育成を支援します。また、僧月性、国木田独歩等、郷土にゆかりのある偉人を顕彰します。

3　市民の芸術・文化活動を促進し、文化意識の向上を図ります

〇美術展覧会や音楽祭等の開催を支援するとともに、各種文化講座等を開催し、芸術・文化に触れる機会の提供に努めます。

〇柳井文化連盟などの文化芸術団体相互の活発な交流と連携を促し、文化団体の自主的な活動を支援します。

〇文化施設の管理運営に市民の声を取り入れることにより、利用しやすく開かれた施設運営と利用促進を図ります。また、施設の適正な維持管理に努めます。

4　市民主体の国際交流活動を支援するとともに、国際理解を推進します

〇スポーツ、文化、教育、産業などの様々な分野において、企業や市民レベルでの幅広い交流の促進を図り、国際理解を深めていきます。

〇柳井市日中友好協会、山口県柳井地区日韓親善協会などの民間団体による交流活動の拡大を支援します。

〇外国人の移動や生活における利便性の向上を図るため、案内標識の外国語併記や二次元コード活用による外国語訳、外国語による生活関連情報等の提供に努めます。

〇外国人市民を、地域社会を共に支える担い手として捉え、文化や国籍の違いを尊重しあい、誰もが豊かさを感じながら安全に安心して暮らし続けられる多文化共生のまちづくりを推進します。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 市指定文化財数 | R7 年度：43 件 | R13 年度：45 件 | ↗ |
| 文化連盟加盟団体数 | R7 年度：32 団体 | R13 年度：維持する | → |
| 文化施設の年間利用者数 | R7 年度:約 360,000 人 | R13 年度：370,000 人 | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

〇白壁の町並みや月性展示館などを見学して、地元の文化財に興味を持ちましょう。

〇地域の身近な伝統的な祭りや行事に参加してみましょう。

〇多くの人が理解しやすい「やさしい日本語」での会話を心がけましょう。

# 1　地域福祉




## 現状・課題

○人口減少や急速な少子化・高齢化に加え、家族形態や社会構造の変化、ライフスタイルの多様化などを背景として、家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、家庭の機能の弱まりが指摘されています。そうした中、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、福祉分野にとどまらず、保健医療や就労等の分野にまたがる支援を必要とする人など、従来の社会福祉の枠組みだけでは対応が困難な課題が生じています。このため、既存の枠組みにとらわれず、複雑化・複合化した課題に対応する仕組みが必要です。

○地域における支えあい意識の希薄化や市民ニーズの多様化が進む中、市民誰もが「住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送る」ことができる地域共生社会を実現するためには、市民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉事業者、行政等がそれぞれの役割を共通認識した上で、協働・連携し、包括的な支援体制の整備を図る必要があります。さらに、若者も高齢者も、障がいのある人もない人も、共に地域で安心して日常生活を送れる社会こそがノーマル（普通）であるというノーマライゼーションの考え方のもと、人にやさしい福祉のまちづくりを、引き続き推進していく必要があります。

## 施策展開の方針と主な取組

1　包括的な支援・サービス体制の構築により、年齢や背景を問わず、すべての市民が住み慣れた地域で活力ある生活を送れるよう地域社会づくりを目指します

○「柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画」に基づき、地域で支えあい、助けあう、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。

○切れ目のないきめ細かな支援が受けられるよう、社会福祉施設、社会福祉団体、医療機関や民間事業者等との連絡・連携体制を強化し、保健・医療・福祉サービスの包括的な提供体制を整備します。

○民生委員・児童委員の担い手・人材の確保に努めるとともに、研修の充実等によって資質向上を図り、高齢者や障がい者、子育て世帯など、すべての地域住民がいつでも安心して相談できる体制の維持・強化へとつなげます。

○支援を必要とする方々の安心を守るため、民間企業や事業者との協働による「見守りネットワーク活動」の充実を図り、地域の目をより一層増やしていくことで、孤立のない温かい地域社会を築きます。

2　地域福祉を支える人材や団体の発掘・育成に努め、活動の継続を支えます

○市民の福祉意識の醸成に向けて、学校や生涯学習の現場において、広報・啓発活動を展開します。

○地域福祉の担い手となる人材の輩出・資質向上を図るとともに、ボランティアグループ等の基盤強化に向けた多角的な支援を展開します。

○地域福祉の身近な相談窓口であり、ボランティア活動等を推進する社会福祉協議会への支援や関係機関との連携により、地域住民が主体となる相互扶助（支えあい）の体制構築を推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを進めます。

3　最も支援を必要とする人を中心に捉えるノーマライゼーション社会づくりを進めます

○すべての人々にとって住みよいまちとなるように、建築物、公園、道路や住宅等のハード面の施設整備や「心のバリアフリー」に資する接遇・対応力の向上、多様なコミュニケーション手段の確保、情報アクセシビリティの向上など、ソフト面における環境整備の取組を一体的に推進します。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 「ふれあいいきいきサロン」箇所数 | R7 年度：22 か所 | R13 年度：27 か所 | ↗ |
| 地域見守り活動協定締結数 | R7 年度：47 団体 | R13 年度：52 団体 | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○隣近所で声を掛けあいましょう。

○ちょっとした日常の困りごとを皆さんで助けあいましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 第 4 期柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画 | 令和 5～9 年度 |
| 第 2 次柳井市再犯防止推進計画 | 令和 8～12 年度 |

## 2　医療・保健



### 現状・課題

○本市の医療機関は、令和８（2026）年３月現在、病院４施設、一般診療所 29 施設、歯科診療所 18 施設、病床数 1,050 床となっており、人口 10 万人当たりの病院数・病床数のいずれも国や県の平均を上回っています。しかしながら、医師や看護師等の医療人材不足が深刻化しているほか、特定診療科における専門医不足も課題となっています。

救急医療体制については、休日夜間応急診療所が一次救急を担い、地域の基幹病院である周東総合病院が二次救急医療を担っていますが、救急需要は依然として高い中、周東総合病院への負担の集中が課題となっています。

また、高齢化の進行に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、慢性期医療や在宅医療の需要が高まっています。

○地域の医療を支える上で重要な役割を果たしているのが地元の身近な医療機関です。地域医療において「顔のみえる関係」は非常に重要で、「かかりつけ医・薬局」の役割は医療・介護の連携だけにとどまらず多職種連携の基盤となっています。

また、離島である平郡島においては自治医科大学卒業医師の派遣等により医療サービスの提供が行われていますが、地域による医療格差を減らし、患者にとって安心して医療を受けやすくすることを目的として、デジタル技術を活用し、オンライン診療・服薬指導を導入しています。一方で、高齢者の中にはインターネットの利用に不慣れな人も多く、誰もが利用しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

○医療技術の進歩や生活環境の向上によって平均寿命が延び続けている中、「健康寿命」をいかに長く保つかが大きな課題となっています。心身ともに自立し、健康上の問題で日常生活が制限されることなく、質の高い生活を送ることが大切です。

一人ひとりが健康のために生活習慣を見直し、日々の小さな心がけを積み重ねながら、主体的に健康づくりに取り組むことができる環境を整えていく必要があります。

○忙しい生活や不規則な勤務形態、スマートフォンやインターネットの普及によって生活リズムが乱れやすく、多くの人が睡眠不足や運動不足に陥っています。また、ストレスを抱える人が増えていることも大きな問題です。ストレスの蓄積は、うつ病などの精神的な不調だけでなく、高血圧や糖尿病などの身体的な病気を引き起こす原因にもなります。

こうした課題に対応するために、予防医療の推進や健康教育の充実、働き方改革などを通じて、人々が無理なく健康的な生活を送れる環境づくりが求められています。

## 施策展開の方針と主な取組

1　医療機関の連携を推進し、地域医療体制の維持に努めます

○医師会等の関係機関と連携し、医療機関相互の連携強化と適切な役割分担を促進することにより、地域医療体制の維持を図ります。

○日常的な診療や健康管理を行ってくれる「かかりつけ医・薬局」の普及啓発を図るとともに、通院などが困難な人が訪問診療や往診、在宅服薬支援を利用できるように関係機関との連携を進めます。

○離島医療体制の維持・充実を図るため、自治医科大学卒業医師やへき地医療拠点病院から派遣される代診医師、看護師等の確保に努めます。また、平郡診療所の施設や設備の維持に努めます。

○「山口県地域医療構想」に基づき、将来にわたり持続可能な効率的で質の高いバランスのとれた医療提供体制の構築を進めるとともに、医師会や歯科医師会、介護・保健・福祉施設等の関係機関との連携強化を図ります。

2　市民が安心して日常生活を送れるように、救急医療体制の確保に努めます

○休日夜間応急診療所の運営により、一次救急医療体制の維持に努めます。

○柳井保健医療圏の二次救急医療を担う周東総合病院への支援、医師会等の関係機関及び近隣自治体との連携により、二次救急医療体制の維持、確保に努めます。

○消防、医療機関、行政等の関係機関との連携により、救急医療機関及び救急車の適正利用の意識啓発を推進します。

○三次救急医療の役割を担う岩国医療センター、徳山中央病院等との連携に努めます。

3　市民の健康意識の向上と健康づくりを推進します

○保健センターによる健康相談や訪問指導の充実を図るとともに、医療、福祉、教育機関等の協力を得ながら、性別やライフステージに応じた健康づくりを推進します。

○食生活改善推進員との連携・協力のもと、生活習慣の改善をめざした食育を推進します。

○にこにこ健康づくり推進員との連携・協力のもと、身近な地域での、楽で長続きする身体活動を中心とした健康づくりを推進します。

○生活のあらゆる場が健康づくりの場となるように、学校や職場、地域と一体となって健康づくりの環境整備に努めます。

4　市民の健康を守るための予防医療・健康教育を推進します

○疾病の予防と早期発見のために、健康診査やがん検診等の受診勧奨と、受診しやすい環境整備に努めるとともに、健全な生活習慣を確立できるように、健康相談や健康教育を積極的に実施します。

○歯科保健教育や健康診査の受診勧奨を積極的に行い、若い世代からの虫歯・歯周病予防を推進します。

○心の健康づくりや自殺予防のために、教育や啓発活動を行い、心の健康問題に関する相談窓口の周知、関係機関との連携による支援体制づくりを進めます。
○新型インフルエンザなどの感染症の発生を予防するため、関係機関との連携を強化し、予防接種の実施など防疫対策の充実を図ります。
○感染症のまん延を防止するための衛生教育を行います。
○定期予防接種の勧奨を強化し、接種率の向上に努めます。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 救急搬送された者のうち、軽症者の割合 | R7 年：32.5% | R13 年：減少させる | ↘ |
| 5 大がん検診受診率の平均（69 歳まで）<br>※5 大がん検診…胃・肺・大腸・乳・子宮頸がん検診 | R7 年度：7.1% | R13 年度：8.7% | ↗ |
| 健康教育参加者数 | R7 年度：784 人 | R13 年度：900 人 | ↗ |
| 離島におけるオンライン診療受診者数 | R7 年度：2 人 | R13 年度：50 人 | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○救急医療機関や救急車の適正利用に心がけましょう。
○「かかりつけ医・薬局」を持ちましょう。
○健康診査やがん検診を受けましょう。
○自分自身の健康に関心を持ち、自分に合ったよい生活習慣の実践に取り組みましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 柳井市新型インフルエンザ等対策行動計画 | 令和 8 年度～ |
| 柳井市健康づくり計画 | 令和 9～18 年度 |
| 柳井市自殺対策計画 | 令和 9～18 年度 |

## 3　子育て



### 現状・課題

○人口減少対策は全国の自治体の重要な課題となっていますが、本市においても総人口は年々減少しており、死亡数が出生数を上回る自然減が続く中、少子化・高齢化が深刻となっています。本市の出生数は、平成 27（2015）年の 205 人から、令和 7（2025）年には 112 人となり、10 年間で 45.4%の減少率となっています。

○本市は、これまでも核家族化や女性の社会進出、地域の相互扶助機能の低下が進む中で、子育てに関する各種サービスの充実や相談体制の強化、保育施設や放課後児童クラブの整備等に取り組んできました。今後、市民の子育てに対する様々なニーズに対応するためには、多様な保育サービスの提供や就学前教育の充実を図ることはもとより、妊娠・出産・育児における精神的負担や経済的負担の軽減、子育てに関する情報の発信など、多方面から子育てを支援していくことが求められています。

○近年における家族構成の変化や家庭と地域のつながりの希薄化を背景に、子育てに関する経験や乳幼児とふれあう機会が少ないまま親になるケースが見受けられます。子どもが親の愛情と地域の見守りの中で、健やかに成長するとともに、親が子どもを育てる楽しみや成長の喜びを感じることができる環境づくりが重要となっています。

### 施策展開の方針と主な取組

1　すべての子どもと家庭への子育て支援制度を充実させ、柳井での子育て（通称やなでこ）を推進します

○地域の医療機関と連携を図りながら、母子保健指導、妊婦健康診査、乳幼児健康診査などに取り組みます。

○こども家庭センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な相談支援や情報提供を行います。あわせて、母子保健推進員等と連携・協力し、子育て家庭へのサポート体制の充実を図ります。

○妊婦や乳幼児の疾病の早期発見と健康管理のために、健康診査の受診率や予防接種の接種率の向上に努めるとともに、健康的な生活習慣の確立のための積極的な情報発信や母子保健指導を行います。

○産後の心身の不調や育児不安の軽減を図るとともに、支援を必要とする家庭が孤立することがないよう医療機関や関係機関と連携しながら、安心して子育てできる環境づくりに努めます。

○子育て中の親子等が情報交換や交流、相談ができる地域子育て支援センターの機能の充実を図ります。

○子どもの人権が侵されないように児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、児童相談所等との連携を強化します。
○就学前児童の教育内容や指導について、小学校等と連携強化を図ることで、円滑な就学を支援します。
○保育ニーズの多様化に対応するため、障がい児保育、延長保育、一時預かり保育、休日保育などの各種サービスの充実を図ります。
○病児・病後児保育事業について、利用しやすい体制の整備に努めます。
○保育所、幼稚園等については、利用希望に応じた適正な定員の維持と、施設の計画的な改修・整備に努めます。
○放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。
○ひとり親家庭の生活や就業に対する支援体制等の充実を図るとともに、高等職業訓練促進給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の制度により自立を支援します。

2　子育て世帯の経済的負担を軽減します
○保育料の完全無償化をはじめとして、不妊治療費、妊婦健康診査への助成や児童手当の支給など、子育て世帯に対する経済的な支援を行います。
○乳幼児・子ども医療費については、高校生年代までの医療費の自己負担額を助成します。

3　子育て環境づくりを地域ぐるみで進めます
○子育てに対する市民の関心が高まるように、家庭はもとより地域や民間事業者等への啓発活動と各種情報提供に努めます。
○地域が一体となって子育て家庭を支援できるように、民生委員・児童委員や母子保健推進員、子ども会、ＰＴＡなどによる地域活動を支援するとともに、子育てに関する様々な行事への幅広い世代の参加を促進します。
○子どもの遊びの場として設置している児童遊園の維持管理に努めます。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 乳幼児健康診査平均受診率 | R7 年度：98.5% | R13 年度：<br>100%に近づける | ↗ |
| 産後ケア事業の実施件数 | R7 年度：143 件 | R13 年度：170 件 | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○子どもたちに笑顔であいさつをしましょう。
○地域みんなで子どもの成長を見守りましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
| --- | --- |
| 第 3 期柳井市子ども・子育て支援事業計画 | 令和 7～11 年度 |

## ４　高齢者福祉



### 現状・課題

○本市の高齢者人口は、平成 29（2017）年以降減少傾向にあるものの、75 歳以上の高齢者数については増加傾向が続いています。令和 17（2035）年度には団塊の世代がすべて 85 歳以上となることから、身体機能の低下や認知症等により、医療や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれます。医療や介護サービスの提供体制を維持・確保することが課題であり、地域の資源を最大限に活用しながら、在宅医療と介護が切れ目なく一体的に提供される体制の整備が求められます。また、認知症施策の充実や「人生会議（ＡＣＰ）」の普及啓発、高齢者の虐待防止や権利擁護等、様々な取組を総合的に推進していく必要があります。

○地域社会を取り巻く環境の変化により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。地域での暮らしを継続し、孤立を防止するためには、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進が重要となります。

### 施策展開の方針と主な取組

1　高齢者が住み慣れた地域で自立できる生活支援体制を構築します

○医療、介護、予防、住まい、生活支援等のサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化を進め、高齢者を総合的に支える体制の整備を推進します。

○介護が必要な状態にならないよう、介護予防に関する知識の普及啓発を行うとともに、運動器や口腔などの生活機能の低下予防、維持・改善に向けた介護予防事業を推進します。

○認知症の予防対策の推進に加え、認知症サポーターの養成により認知症への理解啓発を推進し、認知症本人の社会参加を促すとともに、相談窓口の充実を図り、認知症高齢者や家族が安心して地域で暮らせる環境を整備します。

○高齢者の権利擁護の観点から、関係機関との連携を強化し、高齢者虐待の早期発見・早期対応に取り組むとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。

○住み慣れた地域で自立した日常生活・社会生活を継続できるよう、在宅医療・介護連携の推進や生活支援サービスの充実等の地域支援事業に取り組みます。

○もしものときに、本人が望む医療やケアをあらかじめ家族や関係者と共有し、最後までその人らしい人生を送ることを目指す「人生会議（ＡＣＰ）」の普及啓発に取り組みます。

2　保健・福祉・介護サービスの充実により高齢者の生活を支えます

○高齢者一人ひとりの状態に応じて適切なサービスが受けられるよう、情報提供の充実を図るとともに、保健・医療・介護・福祉の連携を強化します。

○在宅生活の継続を支えるため、相談体制の充実や日常生活を支援するサービスの提供を進めるとともに、家族介護者の負担軽減につながる取組を推進します。

○高齢者が必要なときに適切な介護サービスを受けることができるよう、施設・居住系サービスや地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めます。また、介護サービス提供事業所の事務負担を軽減するため、ＩＣＴを活用した事務効率化を推進します。

3　高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進します

○高齢者自身が地域づくりの担い手として生きがいを持ち生活を送ることができるよう、地域でのボランティア活動や社会活動への自主的参加を促進します。

○老人クラブ活動等を支援し、高齢者が地域づくりに主体的に参加できる環境を整えることで、社会参加を促進するとともに、地域の支えあいの仕組みを強化します。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 認知症サポーター養成講座<br>受講者数 | R7 年度：4,156 人 | R13 年度：5,000 人 | ↗ |
| 自立高齢者の割合（要介護認定を受けていない前期高齢者の割合） | R7 年度：97.2% | R13 年度：97.8% | ↗ |
| 75 歳以上のひとり暮らし高齢者の地域社会への参加率<br>（高齢者実態調査） | R7 年度：41.0% | R13 年度：45.0% | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○できることは自分で行うように心がけましょう。

○高齢者福祉活動や地域活動などに参加しましょう。

○老後の生活について、家族と話しあい考えていきましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 柳井市高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画 | 令和 9～11 年度 |

## 5　障がい者福祉




### 現状・課題

○家族のかたちの多様化に伴い、福祉ニーズも多様化・複雑化する中、本市においては、障害者手帳所持者の 58.2%が 65 歳以上であり、障がい者の高齢化や、障がいの重複化が進行しています。

○国においては、「障害者総合支援法」や「障害者差別解消法」が施行され、障がいの種別や年齢に関わらず、利用者本位のサービスが受けられ、地域共生社会の実現と、社会の中にある様々な障壁の解消が進められています。

○こうした中、一人ひとりの困りごとに寄り添い、真に利用者本位となる福祉サービスへとつなげるため、関係機関との情報共有・連携強化により、ニーズや障がいの特性、ライフステージに応じた相談支援体制の充実が求められています。あわせて、就労支援や社会参加の促進など、自立に向けた総合的な取組を展開し、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域社会を構築する必要があります。

### 施策展開の方針と主な取組

1　一人ひとりのライフステージに応じた保健・医療・福祉の維持・充実に努めます

○一人ひとりの障がいの程度やニーズに合致した福祉医療サービスの利用が図られるように、障がいの認定手続きを適正に行います。

○子どもの障がいの早期発見と療育支援を推進し、将来的な障がいの軽減を目指します。あわせて、関係機関との緊密な連携により、保護者に対する支援を行い、一貫した相談指導体制を充実させます。

○障がいの状態に応じた包括的な支援を展開するため、保健・医療・福祉の分野における連携ネットワークを充実させます。

2　誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの充実に努めます

○居宅介護、同行援護及び短期入所等の介護給付事業並びに共同生活援助、自立訓練及び就労移行支援等の訓練等給付事業、障害児通所支援、障がい者福祉タクシー利用助成等の各種サービスについて、事業者の確保や体制整備に努め、サービスの質的向上を図りながら、安定的な提供体制を確保します。

○医療費負担や福祉サービス費用負担の軽減を図るため、更生医療等の自立支援医療や重度心身障害者医療費助成制度、サービス費用の軽減措置等の適切な運用を図ります。

○相談支援、移動支援及び日中一時支援等の地域生活支援事業の充実に向けて、事業者・専門人材の確保に努めます。

○障がい者本人の意思を尊重して、地域での暮らしが継続できるように関係機関と連携して支援体制の充実を図ります。

3　障がい者の社会参加を促進し、共に暮らしやすい地域生活の実現に努めます

○障がい及び障がい者に対する市民の理解と関心を深めるため、福祉教育の推進や広報・啓発活動の充実に取り組みます。

○関係機関との連携を強化し、障がい者雇用の促進と安定を図ります。さらに、地域の様々な社会資源を活用し、障がい者の就労や生活の場の確保に努めます。

○障がい者がスポーツ・レクリエーション活動や文化活動に主体的に参加できるよう合理的配慮を行うとともに、「あいサポート運動」の普及啓発等を通じて、市民一人ひとりの理解を深め、地域における心のバリアフリーを推進します。

○障がい者の権利を保護するため、障がい者の虐待防止や差別解消に取り組みます。また、権利擁護事業の充実及び成年後見制度の普及啓発に努めます。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 在宅等で生活している障がい者の割合 | R7 年度：96.5% | R13 年度：97.0% | ↗ |
| あいサポーター研修受講者数（平成 27 年度からの累計） | R7 年度：802 人 | R13 年度：950 人 | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○様々な障がいへの理解を深めましょう。

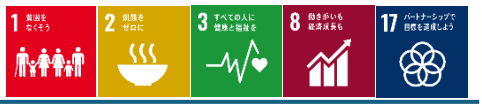
○障がいを持つ人の自立生活を見守り、お互いに助けあいましょう。

○障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域共生社会をつくりましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 柳井市障害者福祉計画 | 令和 6～11 年度 |
| 第 8 期柳井市障害福祉計画 | 令和 9～11 年度 |
| 第 4 期柳井市障害児福祉計画 | 令和 9～11 年度 |

## 6　社会保障



### 現状・課題

○令和７（2025）年度末における生活保護受給世帯は 214 世帯で、被保護者は 250 人となっています。生活困窮者に対しては、今後とも、きめ細かな助言・指導を行うとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の適切な運用を図り、自立を支援していく必要があります。

○退職者や中小企業従業者を主な対象とする国民健康保険制度は、少子化・高齢化の影響や被用者保険の適用拡大により被保険者数が減少傾向にある一方、医療の高度化などにより一人当たりの医療保険給付費は、増加しています。また、75 歳以上の人を対象とする後期高齢者医療制度においては、高齢化の影響に伴い被保険者数が増加しており、一人当たりの医療保険給付費は近年横ばいですが、医療保険給付費総額は増加しています。これらの状況を踏まえ、引き続き医療費の適正化や保健事業等の推進に努めていく必要があります。

○介護保険制度においては、要介護認定者の増加、介護者の高齢化や減少、介護期間の長期化などにより、介護ニーズは、今後さらに増加することが見込まれており、将来にわたっての安定的な運営が求められています。

○国民年金制度は、老後の生活や障がい・死亡など不測の事態に備え、生活の安定を図る制度です。年金権を確保し、万一の場合に生活困窮に陥ることがないように、加入手続等が適切に行われる必要があります。

### 施策展開の方針と主な取組

1　生活保護制度等を適切に運用し、生活保護受給世帯等の生活困窮者の自立支援に取り組みます

○関係機関との連携による相談・支援体制の充実を図り、支援が必要な世帯を早期に発見し、生活実態を的確に把握しながら、生活保護制度等の適正な実施に努めます。

○就労支援専門員による総合的な就労支援やハローワークとの連携、各種制度の有効活用等により、生活保護受給世帯の早期自立を支援します。

2　安心して医療を受けることができるように、国民健康保険事業の適切な運営に努めます

○保険資格の適正化や保険税の納付相談・指導などを行い、公平・公正な国民健康保険制度の運用を図ります。

○財政運営の責任主体である県と連携し、計画的で正確な保険給付を推進するとともに、被保険者への迅速な給付を行うなど、適正な医療給付の実施を図ります。

○重複・頻回受診者への保健指導やジェネリック医薬品の普及促進を図り、医療費の適正化を推進します。また、特定健康診査や人間ドック等の受診率の向上により健康寿命の延伸を図ります。

3　安心して医療を受けることができるように、後期高齢者医療事業の適切な運営に努めます

○山口県後期高齢者医療広域連合との連携を図りながら、適正かつ円滑に制度を運用し、後期高齢者医療事業の安定的な運営に努めます。

4　介護を必要とする人が安心して介護が受けられるように、介護保険事業の適切な運営に努めます

○介護保険制度や介護予防の取組について情報の提供や周知啓発を図り、介護保険事業の適切な運営に努めます。

○事業者への指導監査や研修に加え、ＩＣＴを活用した事務効率化を推進し、適正な介護サービスの提供と質の確保・向上を図ります。

5　安心して年金が受け取れるように、国民年金制度の適切な周知に努めます

○安定した年金制度が維持できるように、年金事務所と連携して、制度内容の正しい理解や資格取得時の口座振替やクレジットカード払いの推奨、免除制度などの周知を図ります。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 国民健康保険特定健康診査受診率 | R7 年度：33.0% | R13 年度：60.0% | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○可能な限りジェネリック医薬品の服用に努めましょう。

○不必要な重複・頻回受診はやめ、適正な受診を心がけましょう。

○特定健康診査や人間ドック等を通して、自分の健康状態を確認しましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画 | 令和 6～11 年度 |

# 1　土地利用・都市構造



## 現状・課題

○本市は、市の中心部と西部に拡がる平野、北部の山間地、東部の沿海部、南部の半島部と島しょ部といった多様な地勢を有しています。また、山地・丘陵が海岸近くまで迫り平地面積が少ないことが、本市の土地利用と市街地形成に大きな影響を与えています。本市では、旧柳井市のエリア全体を都市計画区域と定め、そのうち 690ha の範囲を都市計画用途地域とし市街地を形成する範囲と設定しています。それ以外の地域は、自然的地域として、農業振興地域など土地利用規制の活用によって計画的な利用促進に努めてきました。土地は、現在から将来にわたって市民のための限られた資源であるとともに、安全で快適な市民生活と健全な事業活動の共通の基盤となるものです。したがって、公共の福祉優先の基本理念のもと、総合的かつ長期的視点に立った計画的な土地利用を推進していく必要があります。

○世帯数の減少等が進む本市にあっては、市街地内の既存ストックを有効活用しつつ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造への転換をめざす一方、自然的地域においては、引き続き、農業振興地域制度や地域森林計画制度の適切な運用を図り、農林漁業との調和や既存集落の良好な環境の保全に努めていく必要があります。

## 施策展開の方針と主な取組

1　今ある市街地を有効活用しつつ市街地の拡大を抑え、様々な都市機能がコンパクトに集約された都市構造への再編を進めます

○良好な市街地環境の形成や健全で合理的な土地利用を促進するため、「柳井市都市計画マスタープラン」に掲げる将来都市構造や土地利用方針等に基づき、計画的な土地利用を推進します。

○立地適正化計画制度、特別用途地区や特定用途制限地域などを積極的に活用し、コンパクトなまちづくりを実効性のあるものとして取り組みます。

○都市計画図をはじめとした都市計画に関する情報のデジタル化、オープンデータ化を進め、市民や事業者がいつでも気軽にまちづくりへ関わることができるように情報提供に努めます。

2　農林業振興施策との調整を図りつつ、都市計画による適正な規制誘導により地域の特性に応じた健全で合理的な土地利用に努めます

○自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域においては、農業振興施策を計画的に推進します。

○農業振興地域における土地利用については、優良農地の確保・保全と農業生産基盤の整備を推進し、効率的で生産性の高い農業の確立を目指します。また、自然環境の保全や耕作放棄地の拡大防止、解消など適正な管理に努めます。

○「柳井市森林整備計画」に基づき、適正な森林施策の実施や森林の保全、健全な森林資源の維持造成を推進します。また、顕在化している竹林の繁茂については、適正な管理や他樹種への転換等を進めます。

3　土地利用に関する情報について、適切な運用に努めます

○土地の効率的な利用を図るため、地籍調査の成果を踏まえ、地籍情報の適切な管理と運用に努めます。

○国土利用計画法や公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地取引規制の的確な運用を図ります。

○住居表示制度は、市街地内の住所・所在地を分かりやすいものにするため、引き続き実施区域内での適切な運用を図ります。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 人口集中地区（ＤＩＤ）の面積 | 目標　R12 年国勢調査の値が、R7 年国勢調査の値を超えない<br>（参考：R7 年国勢調査の値 4.81 平方キロメートル） | | ↘ |
| 都市計画区域内人口に占める居住誘導区域内人口の割合 | R7 年度：21.71% | R13 年度：22.50% | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○低未利用地や耕作放棄地が増えないように、早めの相談に努めましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 柳井市都市計画マスタープラン | 令和 5～22 年度 |
| 柳井市立地適正化計画 | 令和 4～22 年度 |

## 2　住環境




### 現状・課題

○本市の住宅状況は、令和５（2023）年の住宅・土地統計調査によると、持ち家の割合が 73.6%となっており、国平均の 60.9%、県平均の 67.0%を上回っています。少子化・高齢化の進行や人口減少により、今後はさらに空き家等の増加が見込まれ、中でも適切な管理が行われていない空き家等の増加は、地域住民の防災、防犯、衛生、景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが予測されます。市民の快適で安全な住環境を確保していくためには、空き家等の活用を促進するとともに、総合的な視点に立った空き家対策を展開していく必要があります。また、真に豊かな住生活を実現するためには、住宅単体のみならず居住環境を含む住生活全般の「質」を重視した施策の推進が求められています。

○市営住宅については、老朽化して耐用年数を超えたものが増加しており、「第２次柳井市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切なストックマネジメントを行っていく必要があります。

○住宅は、単に市民の生活の場だけではなく、街並みや景観を構成する重要な要素であることから、無秩序な宅地開発や建築行為がされないように、柳井の風土や周辺環境に配慮した住まいづくりを推進していく必要があります。

### 施策展開の方針と主な取組

1　既存の住宅ストックを活用し、市営住宅の適切なストックマネジメントを行います

○「第２次柳井市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切なストックマネジメントを行いながら市営住宅の維持管理に努めます。

2　良質な住宅・宅地の供給促進を図り、魅力ある住環境を形成します

○まちなか居住を促進し、良好な住環境を確保するため、狭あい道路の拡幅整備を進めるとともに、空閑地等での小規模な土地区画整理事業等による民間宅地開発を支援します。

○税制優遇措置である優良宅地・優良住宅認定制度や民間事業者による宅地開発・大規模建築行為に関する手続を明確にし、地域の環境と調和のとれた宅地が供給されるように努めます。

○居住環境の安全性や質の向上を図るため、住宅の耐震化や防犯化、低炭素住宅等の普及や住宅の長寿命化等を促進します。

○福祉部門と連携し、高齢者や障がい者の身体に配慮した住宅の普及や、ユニバーサルデザインを考慮した住宅及び宅地の整備を促進します。

○「第３次柳井市空家等対策計画」に基づき、空き家の発生防止や適正管理、除却、利活用といった各段階での総合的な施策を推進します。

○空き家等の所有者に、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすような管理不全空家とならないように、適切な管理を促します。
○地域の実情に応じて、地域活性化等の観点から、土地利用の可能性拡大につながるような空き家等の有効活用を図ります。
○市が所有している宅地分譲地（サザンヒルズ八幡・琴の里・パークヴィレッジ大畠）については、広報宣伝等に努め、販売促進につなげます。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 市営住宅の管理戸数 | R7 年度：903 戸 | R13 年度：860 戸 | ↘ |
| 住宅の耐震化率<br>（住宅・土地統計調査） | R5 年度：83.5% | R13 年度：94.0% | ↗ |
| 特定空き家数 | R7 年度：2 件 | R13 年度：増加させない | → |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○空き家や空き地が、周辺の迷惑にならないように適切な管理に努めましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 第 2 次柳井市公営住宅等長寿命化計画 | 令和 5～14 年度 |
| 第 3 次柳井市空家等対策計画 | 令和 9～13 年度 |
| 柳井市耐震改修促進計画 | 平成 19～令和 12 年度 |

## 3　公共交通



### 現状・課題

○人口減少や少子化・高齢化の進行、モータリゼーションの進展などにより、鉄道や路線バスなどの利用者が減少し、地域公共交通の維持が困難になっています。一方で、高齢化の進展に伴い、運転免許返納後の移動手段の確保が課題となっており、通院や買物など日常生活を支える移動環境の充実が求められています。さらに、運転士不足や燃料価格の高騰などにより、公共交通を取り巻く環境は全国的に厳しさを増しており、持続可能な地域公共交通体系を構築していく必要があります。

○平郡航路は、島民にとって欠かすことのできない交通手段であることから、第三セクターである平郡航路有限会社の事業経営の安定化を図る必要があります。

○都市間を結ぶ交通網は、市民の活動範囲を広げ、地域間交流と連携を進める上で重要な基盤となるものです。本市では、従来から国や県、関係自治体、民間事業者との連携によって、国道や県道等の幹線道路網の整備、鉄道・港湾機能の充実などに努めてきました。
しかし、山陽自動車道や空港、新幹線駅等の高速交通体系へのアクセスについては、依然として不便な状況にあります。
こうしたことから、幹線道路については、主要な道路交通網を形成している国道 188 号の柳井・平生バイパスを含めた整備促進や、国道 188 号藤生長野バイパスをはじめとする岩国柳井間バイパスの整備等を、引き続き県等と連携して国に強く要望していく必要があります。

### 施策展開の方針と主な取組

1　持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図ります

○鉄道、路線バス、タクシーなどの連携による、効率的で持続可能な公共交通ネットワークの構築を推進します。

○公共交通の利用不便区域においては、地域の実情に応じ、予約制乗合タクシーの運行内容の見直しや、新たな移動手段などの導入を検討し、日常生活に必要な移動手段の確保に努めます。

2　誰もが利用しやすい公共交通環境の整備に努めます

○子どもや高齢者、障がい者など、誰もが安心して利用できる公共交通環境の整備を推進します。

○運転免許返納者をはじめ、高齢者等の移動手段の確保を図るため、おでかけサポート事業等の移動支援を活用し、公共交通の利用促進と外出機会の確保に努めます。

○平郡島への離島航路については、定期船の更新を進め、国、県の協力を得ながら航路の維持を図るとともに、利用者のニーズを踏まえたダイヤの変更などを検討します。

3　広域交通ネットワークの充実により他都市との交流を便利にします

〇周辺都市へのアクセスの向上を図るため、広域連携軸として位置づけられる国道 188 号岩国柳井間バイパスの整備促進について、県等との連携協力を図り、引き続き国への要望を行います。

〇国や県等と連携して、国道 188 号柳井・平生バイパスの整備を促進します。

〇山陽自動車道玖珂インターチェンジや新幹線駅等へのアクセスを強化するため、主要地方道柳井玖珂線の現道の課題解消を目指します。

〇松山都市圏や離島を結ぶ海の玄関口である柳井港については、利用者の安全性や快適性の向上を図り、利用を促進するとともに、鉄道との連携強化を進め、交流人口の拡大に努めます。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 予約制乗合タクシー利用者数 | R7 年度：9,544 人 | R13 年度：11,000 人 | ↗ |
| ＪＲ柳井駅の乗降客数 | R6 年：3,170 人/日 | R13 年：維持する<br>（3,200 人/日） | → |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

〇公共交通機関を利用しましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 柳井市都市計画マスタープラン | 令和 5～22 年度 |
| 柳井市地域公共交通計画 | 令和 7～11 年度 |

## ４　道路・上下水道



### 現状・課題

○市民の日常生活や経済活動を支える市道（路線数：986、実延長：486.8km）については、その整備改良を計画的に進め、令和７（2025）年度末現在、舗装率 80.0%、改良率 47.7%となっています。また、橋りょうの老朽化への対応や、市内外を結ぶ主要な県道の整備促進も重要な課題です。今後も必要性の高い箇所を重点的かつ計画的に整備し、安全性や利便性、快適性の向上を図るとともに、地域の実情にきめ細かく対応できるよう、地域住民との協働による「ふるさとの道づくり」等を推進していく必要があります。

○本市の上水道は水不足に悩まされてきましたが、平成 13（2001）年度に柳井地域広域水道企業団からの供給により、安定した水道水の提供が可能となりました。しかし、人口減少などにより水需要が低迷し、水道料金収入の増加は期待できない状況です。また、経費の約８割を受水費や減価償却費、企業債利息などの固定費が占め、削減は容易ではありません。一方で老朽化した管路や施設の更新・耐震化には多額の費用が必要です。このため県の支援や薬品の共同発注、料金窓口業務の共同化を進めてきました。令和７（2025）年４月からは、経営効率化と人材確保のため、本市を含む１市４町の水道事業を柳井地域広域水道企業団へ経営統合しました。

○下水道は、トイレの水洗化や生活環境の改善、河川や海など公共用水域の水質保全など多様な役割を果たしています。本市の令和７（2025）年度末の公共下水道の整備区域面積は 361.48ha で、公共下水道人口普及率は 34.7%となっています。これに余田地区及び大畠地区の農業集落排水と合併処理浄化槽による処理を含めた汚水処理人口普及率は、76.8%となっています。今後の汚水処理については、事業計画区域内における下水道整備を着実かつ計画的に進めるとともに、事業計画区域内にあっても長期にわたって整備が見込めない地域においては、地域の実情に適した効率的かつ経済的な手法による整備を進め、汚水処理人口普及率の向上を図っていく必要があります。

また、下水道施設の維持管理については、下水道施設全体の長期的な改築需要を見通した上で、重要度や老朽化の進行状況を踏まえた計画的な改築、更新に取り組む必要があります。

### 施策展開の方針と主な取組

1　道路ストック（舗装、橋りょう、照明、標識等）の適切な管理により長寿命化を図ります

○市道については、地域の幹線道路の整備を計画的に進めるとともに、生活道路の整備、狭あい道路の解消に努めます。

○良好な居住環境の形成や交通安全、防災面での機能向上の観点から、地域住民が狭あいな道路の解消のために主体的に計画、実施し、行政が支援する「ふるさとの道整備事業」や「生活道路整備事業」等の地域住民との協働による「ふるさとの道づくり」を積極的に推

進します。

○橋りょうは、「柳井市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、５年に１度、定期的な点検を行います。また、補修が必要な橋りょうや耐用年数を経過した橋りょうについては、計画的に修繕等の維持管理を行います。

２　安全で快適な道路環境づくりに努めます

○高齢者や障がい者をはじめとする歩行者の安全性や快適性を確保するため、歩道の段差解消、視覚障がい者誘導ブロックの設置などのバリアフリー化や交通安全施設の整備を推進するとともに、適切な維持管理により良好な歩道環境・道路空間の確保に努めます。

○歩行者や自転車が安全に通行できるよう、歩道等の整備や通行帯の分離、バリアフリー化を推進します。

○歩道有効幅員が狭小である等の通行に支障となる路線においては、街路樹の整理、不要になった植樹桝の撤去等を推進します。

○整備から長期間を経過した歩道・自転車道の適切な維持管理を行います。

○駅前広場等の良好な環境を確保するため、鉄道駅周辺における自転車駐車場の維持管理と自転車等放置規制の適切な運用を図ります。

○地域間を結ぶ主要道である県道（柳井周東線・光柳井線・光日積線・柳井玖珂線・柳井上関線・柳井由宇線・伊陸大畠港線・木部柳井線・東浦西浦線）は、交通量の状況や社会情勢の推移等を勘案しながら整備を促進します。

３　安全で安定した水道供給のため、健全な経営基盤の確立に努めます

○市民生活に不可欠な上水道・簡易水道については、柳井地域広域水道企業団による運営のもと、安全・安心で良質な水の供給が図られています。今後も関係団体と連携しながら施設の老朽化対策や耐震化を図り、将来にわたり安心して利用できる水道サービスを確保するため、水道事業の基盤強化を支援します。

４　下水道施設の機能を高めるとともに、下水道普及率の向上などを推進します

○生活排水対策として、公共下水道の整備や浄化槽の普及促進を図り、公共用水域の水質保全に努めます。

○公共下水道整備済区域内の未接続者に対し、排水設備の設置・接続を促し、水洗化率の向上を図ります。

○老朽化した処理場設備等の計画的な修繕、更新を行い長寿命化に取り組むとともに、更新費用の平準化に努めます。

○避難所等の重要施設から下水処理場までを接続する管路の耐震化を計画的かつ重点的に取り組みます。

○下水道事業を将来にわたり持続的・安定的に運営するため、効率的な事業運営に取り組み、維持管理費の抑制に努めます。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 市道改良率(幅員4m以上に改良済みの道路延長／市道の全延長) | R7年度：47.7% | R13年度：50.1% | ↗ |
| 「柳井市橋梁個別施設計画（長寿命化修繕計画)」にて選定された「予防保全型橋梁」の修繕率 | R7年度：25.6% | R13年度：40.0% | ↗ |
| 汚水処理人口普及率 | R7年度：76.8% | R13年度：78.2% | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○道路のくぼみなど、気づいたことを伝えましょう。
○寒くなることが予想される場合は、早めに水道管の凍結対策をしましょう。
○下水道が整備された地域では、排水設備を設置し、早めに接続をしましょう。
○浄化槽の保守点検及び清掃を実施し、法定点検を受けましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 柳井市橋梁個別施設計画（長寿命化修繕計画） | 令和2年度～ |
| 柳井市道路舗装個別施設計画 | 令和2年度～ |
| 柳井市新庄横断歩道橋個別施設計画 | 平成30年度～ |
| 柳井市道路照明施設個別施設計画 | 令和2年度～ |
| 柳井市都市計画マスタープラン | 令和5～22年度 |
| 柳井市下水道ストックマネジメント計画 | 令和9～13年度 |
| 柳井市上下水道耐震化計画（下水道） | 令和7～11年度 |

# 1　危機管理・防災



## 現状・課題

○全国各地で頻発する大規模な自然災害への備えのほか、緊迫する国際情勢に起因する脅威や未知の感染症によるパンデミック、原発事故の発生などの不測の事態にも、平常時から危機意識を持って備えておく必要があります。また、岩国基地での航空機騒音について、市民の不安は解消されていません。

○多様化する危機や脅威から市民の安全を確保するためには、日頃から市民に啓発を行い、危機事態発生時には、迅速に周知し避難を促す必要があります。また、国、県及び関係機関との緊密な連携を図るとともに、総合的な危機管理体制の確立を図る必要があります。

○地球温暖化の進展に伴う気候変動などにより、これまでの経験や予測をはるかに超える大規模災害が、いつ、どこで発生するか予測困難な状況となっています。また、南海トラフ地震の発生とこれに伴う津波による被害が懸念されています。防災対策の強化を図るとともに、災害時に必要となる物資、資機材の備蓄を計画的に進め、日常からの備えを確保する必要があります。あわせて、企業、団体との物資等に関する応援協定の締結をより一層進める必要があります。

○災害対策は、行政が担う「公助」に加え、市民一人ひとりによる「自助」、地域の自主防災組織による「共助」が重要となるなど、今後も高齢化の進行による避難困難者の増加が見込まれる中、関係機関との密な連携とともに、地域住民による防災意識の醸成、自主防災組織の重要性がより高まっています。

○消防体制は、本市のほか柳井地区広域圏の３町（周防大島町・上関町・平生町）で設立した柳井地区広域消防組合（本市域には、柳井消防署・東出張所を設置）による常備消防と、市単独の消防団による非常備消防で構成され、消防活動を行っています。救急・救助体制についても、柳井地区広域消防組合が担っています。今後も消防及び救急・救助活動を迅速かつ的確に行えるように、体制の充実・強化と業務の高度化を図っていく必要があります。

## 施策展開の方針と主な取組

1　市民及び関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応できる危機管理体制の構築を図ります

○武力攻撃事態や緊急対処事態に対しては、「柳井市国民保護計画」に基づき、市民の生命、身体及び財産の保護に努めます。

○感染症のまん延に対しては、「柳井市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、県及び関係機関等と連携を密にして、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう努めます。

○原子力災害に対しては、県による放射線量の常時モニタリングなど必要な情報収集に努めるとともに、緊急時においては、国、県及び関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な対応を図ります。

○航空機騒音をはじめとする岩国基地に起因する諸問題については、山口県基地関係県市町連絡協議会との連携を強化し、その解決に向けて取り組みます。

○地震、津波等の大規模災害に備え、災害現場に急行して負傷者の初期医療を担うＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）や、災害拠点病院となる周東総合病院をはじめとする関係機関との連携体制の強化を図ります。

2　防災、減災対策及び防災体制の充実強化を図るとともに、自主防災組織を核とした地域の共助体制の構築に取り組みます

○市民の「自分の命は自分で守る。自分のことは自分で助ける」という自助の心構えを醸成するため、防災出前講座等を通じて防災意識の向上と「逃げ遅れゼロ」の実現に向けて取り組みます。特に、津波災害においては、迅速な避難開始は、人的被害を劇的に減少させる最も有効な手段であることから、自発的な避難行動の促進の普及啓発に努めます。

○災害への備えや災害発生時に適切な行動ができるように、自主防災組織の育成・支援に努めます。

○避難行動要支援者名簿の充実を図ります。

○防災行政無線や防災メール等の多様な情報伝達手段の活用を図り、市民が迅速かつ的確な避難行動をとれるように、避難体制の強化・充実に努めます。

○防災備蓄品の計画的な配備や物資調達・輸送体制の確保など、地域防災力の向上に向けたソフト対策の一層の強化を図ります。

○高潮対策及び海岸堤防老朽化対策として、護岸の改修や改良、胸壁等の新設を進め、施設の機能強化を図ります。

○柳北排水区における幹線水路の整備や雨水排水施設の適正な維持管理を行い、集中豪雨等による浸水被害の防止と軽減を図ります。

○柳井川や土穂石川などの河川及び危険ため池の改修・整備を進めます。

○河川氾濫などの浸水被害防止等のため、準用河川の計画的な浚渫を行い、適切な維持管理に努めます。

○各家庭における耐震診断、耐震補強など耐震化の促進に努めます。

○治山・土砂災害防止施設の整備推進に努めます。あわせて、土砂災害特別警戒区域内等にある住宅等の移転・災害対策工事に要する費用を助成します。

3　広域的な連携による消防及び救急・救助活動の強化と消防団活動の活性化を図ります

○市民の防火意識の高揚を図るとともに、地域や学校、事業所等における防火訓練や防火教育の実施、住宅用火災警報器や感震ブレーカーの設置促進に努めます。

○常備消防における機能的な消防及び救急・救助活動の維持・向上を図るため、施設、設備、車両、資機材等の計画的な整備・更新に努めます。あわせて、消防水利の維持充実を図ります。

○非常備消防である消防団の育成・強化を図るため、車両や資機材等の整備、教育訓練の充実等に努めます。また、女性や若年層の入団を促進します。
○県や医療機関等との連携を強化し、ドクターヘリを含めた救急搬送体制の充実を図ります。
○誰もが率先して命をつなぐ人材となれるよう市民に向けた救命講習等の普及啓発に努めます。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 災害時における応援協定等の協定締結数 | R7 年度：59 件 | R13 年度：64 件 | ↗ |
| 自主防災組織数 | R7 年度：75 件 | R13 年度：85 件 | ↗ |
| 防災メール登録数（LINE の防災情報受信設定者含む） | R7 年度：6,537 件 | R13 年度：7,500 件 | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○ハザードマップ等を確認し、いざというときの対応を家族で話しあって決めておきましょう。
○防災訓練や防災出前講座等へ参加しましょう。
○住宅用火災警報器や感震ブレーカーの設置・適切な維持管理をしましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 柳井市国土強靭化地域計画 | 令和 9～13 年度 |
| 柳井市地域防災計画 | 毎年度修正 |
| 柳井市国民保護計画 | 平成 19 年度～ |
| 柳井市津波避難計画 | 平成 28 年度～ |
| 柳井市業務継続計画 | 平成 29 年度～ |
| 柳井市災害時受援計画 | 平成 31 年度～ |
| 柳井市漁港海岸保全施設長寿命化計画 | 令和 2 年度～ |

## 2　防犯・交通安全



### 現状・課題

○防犯については、社会構造の変化に伴い地域社会の犯罪抑止力の低下が懸念されています。また、これまでとは異なる特殊詐欺、インターネット詐欺といった犯罪の発生が問題となっています。このため、引き続き市民や地域団体、警察、行政等が連携しながら、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、環境美化や死角の除去などにより地域一丸となって防犯性の向上を図る必要があります。

○暴力団は、市民生活や経済活動の場に深く介入し、不当な資金獲得活動を行い、市民や事業者に大きな脅威を与えています。本市にも暴力団組織が存在しており、暴力団員等の不当な行為に対しては、「暴力団を利用しない」、「暴力団に資金を提供しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団と交際しない」という基本理念のもと、市民が一体となって、暴力団排除を推進していく必要があります。

○交通安全については、交通事故により毎年多くの尊い命が失われている現状を厳しく受け止め、事故防止に向けた実効性のある対策を強力に推進することが極めて重要です。とりわけ、交通事故の被害に遭う割合が高い高齢者や、次世代を担う子どもたちの安全確保は最優先の課題です。そのため、関係機関と密に連携しながら、通学路の安全対策や高齢ドライバーへの啓発など、年齢層や地域の特性に応じたきめ細かな安全対策を展開していく必要があります。

### 施策展開の方針と主な取組

1　市民と行政が連携した防犯活動を推進します

○警察との連携を強化して、地域の自主的な防犯活動を支援するとともに、効果的な広報・啓発活動を推進し、市民一人ひとりの防犯意識のさらなる高揚を図ります。

○地域住民や関係機関等との連携を通じて、見守り活動などの地域安全活動を推進します。

○防犯性を高めるまちづくりのために、自治会等が設置する防犯灯の整備費を助成します。また、プライバシーの保護に留意しつつ、公共空間への防犯カメラの設置を推進します。

○「柳井市犯罪被害者等支援条例」に基づき、警察や関係機関等との連携・協力のもと、犯罪被害者等への適切な支援に努めます。

○「柳井市暴力団排除条例」に基づき、市民、地域団体、警察との連携・協力のもと、暴力団組織の排除を推進します。

2　市民と行政が連携した交通安全活動を推進します

○交通安全運動の実施により、地域全体の安全意識を醸成するとともに、市民一人ひとりが交通安全を「我が事」として実践できるよう、実際の体験や参加を重視したきめ細かな交通安全教育を展開します。

○カーブミラー等の交通安全施設の適切な維持管理に努めます。あわせて、施設の長寿命化への対策を講じることで、常に安全な道路環境を維持し、交通事故の未然防止に努めます。

○児童・生徒の通学路については、「柳井市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携して通学路の安全確保を図ります。

○車中心の交通対策から、「ゾーン 30 プラス」の整備など、人の視点に立った交通安全対策を推進します。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 年間犯罪発生件数 | R7 年：103 件<br>（R3～R7 年までの平均） | R13 年：減少させる<br>（R9～13 年までの平均） | ↘ |
| 年間の交通事故死亡者数 | R7 年：1.4 人<br>（R3～R7 年までの平均） | R13 年：減少させる<br>（R9～13 年までの平均） | ↘ |
| 年間の人身事故件数 | R7 年：54 件<br>（R3～R7 年までの平均） | R13 年：減少させる<br>（R9～13 年までの平均） | ↘ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○自宅や自転車等の施錠を習慣化しましょう。

○交通ルールを守り、交通マナーに心がけましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 第 12 次柳井市交通安全計画 | 令和 8～12 年度 |




# 3　消費生活

## 現状・課題

○近年、情報通信技術の急速な発展やデジタル化の進展に伴い、消費生活を取り巻く環境は大きく変化しています。インターネット通販やキャッシュレス決済、ＳＮＳを活用した広告、取引などが日常生活に浸透し、利便性が向上する一方で、通信販売に関するトラブル、架空請求、定期購入契約、悪質商法など、消費者トラブルは複雑かつ多様化しています。また、成年年齢引下げにより、若年者が保護者の同意なく契約できるようになったことから、社会経験や契約知識が十分でない若年層を狙った消費者被害への対応が課題となっています。さらに、高齢化の進行に伴い、高齢者を狙った悪質訪問販売や電話勧誘、多重債務問題、特殊詐欺などの被害も依然として深刻な状況にあります。高齢者世帯の増加や地域のつながりの希薄化により、被害の発見が遅れるケースもあることから、地域や関係機関等との連携を強化し、見守り体制の充実を図る必要があります。

○物価高騰や社会経済情勢の変化により、家計や生活に不安を抱える市民も増加傾向にあり、消費生活相談においては、多重債務や生活困窮に関する相談への対応が求められています。そのため、関係機関などとの連携を図りながら、早期相談・早期対応につなげる体制整備が必要です。

○市民が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、消費生活センターを拠点として、相談体制の充実や相談員の専門性向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、地域全体で消費者被害の未然防止と早期対応に取り組んでいくことが求められています。

## 施策展開の方針と主な取組

1　消費者被害の未然防止に向けた啓発事業を推進します

○消費生活講座の開催や、ケーブルテレビ、広報紙、ホームページ、ＳＮＳ等を活用した情報発信を行い、悪質商法や特殊詐欺、インターネット取引に関する注意喚起など、消費者被害の未然防止に向けた啓発を推進します。

○成年年齢引下げを踏まえ、若年層が契約や消費者トラブルに関する正しい知識を身に付け、被害を未然に防ぐことができるよう、関係機関と連携し、消費者教育や啓発を推進します。

2　消費者団体や関係機関等との連携強化を図ります

○消費者団体や関係機関と連携し、消費者被害の防止に取り組みます。

○高齢者等の見守り体制の充実を図るとともに、消費者団体と連携したＰＲ事業や講座を開催し、地域における消費者意識の向上を推進します。

○多重債務や生活困窮等の課題に対しては、関係機関との連携により、早期相談・早期対応につなげる体制づくりを進めます。

3　消費生活相談体制を充実します

○専門的知識を有する消費生活相談員による消費生活相談を実施し、複雑・多様化する消費者トラブルへの適切な対応を図ります。

○相談員研修等を通じて専門性の向上に努めるとともに、国民生活センターや関係機関との連携を強化し、迅速かつ的確な相談対応を推進します。

○デジタル技術を活用した情報提供や相談しやすい環境整備を進め、市民が安心して相談できる体制の充実を図ります。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 消費生活講座開催（回数） | R7 年度：4 回 | R13 年度：5 回 | ↗ |
| 消費生活講座開催（参加者数） | R7 年度：150 人 | R13 年度：180 人 | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○不審な電話や勧誘は断り、すぐに消費生活センターや警察に相談しましょう。

## 4　循環型社会



### 現状・課題

○ごみの減量・資源化は、地球規模での天然資源の枯渇や環境破壊を防ぎ、次世代へ豊かな環境を引き継ぐための最重要課題の一つです。循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等の「発生抑制」を最優先とし、次いで再使用、再生利用、熱回収、適正処分の順に取り組むこととされています。単なる「後処理としてのリサイクル」から、「発生抑制・再使用」へのシフト、さらに製品設計の段階から循環性を組み込む「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行が進められる中、ごみそのものを出さないライフスタイルやビジネスモデルへの転換が求められています。

○本市の一人当たりのごみ排出量は、依然として全国平均及び県平均を上回る状況にあります。また、ごみのリサイクル率についても、国や県の平均を下回っており、ごみの減量・資源化のさらなる推進が課題となっています。人口減少や高齢化の進行、ライフスタイルの多様化など、社会情勢が変化する中で、家庭系ごみ・事業系ごみの双方について、より一層の排出抑制と分別の徹底、資源回収の充実が求められており、市民・事業者・行政がごみ問題に対する共通認識を持ち、それぞれの役割と責任に応じて、参加・協力・連携して継続的に取り組んでいく必要があります。

○消費者である市民には、マイバッグやマイボトルの利用、食品ロスの低減、リユース製品の活用など、環境に配慮したライフスタイルへの転換が求められます。事業者には、廃棄物の発生抑制に配慮し、過剰包装の削減、資源循環に配慮した流通・回収システムの構築など、環境負荷の少ない事業活動を進めていくことが期待されています。行政においては、市民や事業者の自主的な取組を支援するため、分別・リサイクルに関する情報発信や普及啓発、効率的な収集運搬体制の整備など、多様な施策を展開していくことが重要です。また、地域コミュニティや関係団体との連携を強化し、地域全体で循環型社会の形成を進めていく必要があります。さらに、し尿及び浄化槽汚泥についても、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、引き続き適正かつ安定的な処理を進めていく必要があります。

### 施策展開の方針と主な取組

1　環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けて、ごみの減量・資源化を推進します

○「柳井市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、計画的なごみの減量に努めます。

○買い物袋の持参や簡易包装商品の購入、食品ロスの低減など、ごみの排出を抑制する取組を啓発します。

○リサイクルに関する情報を広く提供し、意識啓発を図ることにより、ごみの発生を抑制します。

○再生利用の拡大を図るため、資源回収ルートの確保に努めるとともに、集団回収などの活動を支援します。

2　適正なごみ処理を推進します

○「柳井市分別収集計画」に基づいた分別方法を市民に周知し、適正なごみ処理を推進します。

○効率的なごみ収集を行うために、収集方法の改善に取り組みます。

○柳井市不燃物処理場は、法令で定める管理基準に基づき、適正な維持管理に努めます。

○周東環境衛生組合清掃センターは、関係自治体等と協議の上、県の広域化の動向も参考とし、建替えについて検討を進めます。

○周東環境衛生組合衛生センターは、関係自治体等との連携により、計画的な設備更新を図ります。

○リサイクルセンターの整備について検討を進めます。

○し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理に努めます。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 1人1日当たりのごみ排出量 | R6年度：1,127g | R13年度：1,000g以下 | ↘ |
| リサイクル率 | R6年度：18.9% | R13年度：22.3%以上 | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○買い物袋の持参や簡易包装商品を選んで購入するなど、ごみの発生を抑制しましょう。

○やまぐち３きっちょる運動の実践やフードバンクを活用し、家庭での食品ロスを減らしましょう。

○家庭でのリサイクル意識を高め、ごみの分別に取り組みましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 柳井市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 | 令和6～15年度 |
| 柳井市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画 | 令和8～19年度 |
| 柳井市分別収集計画 | 令和8～12年度 |

## 5　景観・環境保全



### 現状・課題

○人口減少や高齢化に伴う空き家や耕作放棄地等の増加、山林の荒廃や竹の繁茂などにより、まちの景観は時代の流れとともに変化しています。良好な景観は、地域に住む私たちの日常生活の中で生み出され、守られ、育てられるものであることから、「柳井市景観計画」や「柳井市景観条例」等に基づき、指導・助言を行うとともに、市民の景観に対する関心と意識の高揚を図り、市民・事業者・行政が協働・連携し、柳井の歴史や自然と調和した個性的で美しい景観を将来にわたって維持・創出していく必要があります。

○地球温暖化や海洋プラスチック問題、生物多様性の損失など、地球規模の環境問題が深刻化しています。また、近年は気候変動の影響による猛暑や豪雨災害の激甚化が全国的に顕在化しており、脱炭素化の重要性が高まっています。国においては、「2050 年カーボンニュートラル」実現に向けＧＸ（グリーントランスフォーメーション）の取組が進められています。本市においても、「柳井市ゼロカーボンシティ宣言」のもと、再生可能エネルギーの導入や徹底した省エネルギー対策を推進し脱炭素型のライフスタイルへの転換を進めていく必要があります。

○本市には、海、山、川、農地、森林などの豊かな自然環境があり、良好な景観の形成や生物多様性の保全などに重要な役割を果たしています。しかし、開発による緑地の減少や高齢化に伴う耕作放棄地の拡大等によって、これらは徐々に損なわれつつあります。良好な景観と豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、保全と再生に向けた取組を推進していく必要があります。

○本市では、環境学習や啓発活動、地域活動への支援など、環境保全に向けた様々な取組を進めてきました。しかし、エネルギー消費量やプラスチックごみの削減、食品ロス対策など、市民や事業者による自主的な取組は、未だ十分とは言えない状況にあります。市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識し、環境保全に対する意識の向上と行動変容に取り組むことで、持続可能な地域社会をつくる活動をさらに拡充していくことが求められています。

○本市では、大気や水質、騒音等の調査や公害防止の指導を行うとともに、企業と環境保全協定等を締結するなどの対策を推進し、公害の防止と生活環境の維持改善に努めています。一方で、近隣騒音や振動、悪臭、光化学オキシダント、ＰM2.5 などの環境問題が依然として発生しています。市民の快適な生活環境を確保していくために、今後とも調査・監視を継続するとともに、指導・啓発の強化、適切な周知などに取り組んでいく必要があります。

○本市では、「柳井市をきれいにする条例」を制定し、市民・事業者・行政が連携、協力して、清潔で美しいまちづくりに取り組んできました。しかし、一部でのごみのポイ捨てや不法投棄、海岸への漂着ごみ問題等は後を絶たず、引き続き監視体制の強化や市民マナーの啓発、地域と連携した美化活動を推進する必要があります。

○下水溝清掃や動物の飼育マナーの向上などの生活衛生対策、斎場や墓地の適正な運営管理等にも継続的に取り組んでいく必要があります。

## 施策展開の方針と主な取組

1　心地よいと感じる景観を守り育てていきます

○五感で感じる景観、四季の中の景観、時間によって変化する景観、見る場所によって異なる景観など、様々な景観の見方について、関心を高めるとともに、良好な景観を維持、創出していくことの大切さを広く浸透させるための啓発に努めます。

○柳井市景観計画において重点景観計画区域としている白壁の町並みとその周辺及び柳井駅前について、歴史的文化的景観や魅力ある都市景観を保全します。

○農地や里山、臨海部における自然海岸の保全に努めることにより、柳井の原風景となる美しい農山漁村の景観を守り、育てます。

2　それぞれの場所に合った景観の形成に努めます

○公共事業等における建築物については、地域の景観に調和したデザインや色彩の使用を推奨し、地域の美観維持に努めます。

○屋外広告物については、屋外広告物法の趣旨を踏まえ、形状、面積、色彩、意匠等による良好な景観の阻害及び落下、倒壊等による公衆に対する危害を防止するための適切な規制に努めます。

○電柱、電線類の工作物は、眺望景観を阻害するだけでなく、災害時における転倒などの危険要素ともなることから、電気通信業者と連携し、適正配置と設置数の抑制に努めます。

3　環境に関する総合的な施策を推進します

○「第３次柳井市環境基本計画」に基づき、本市の自然的・社会的な特性を考慮した環境施策を推進します。

○市民、事業者、行政が連携して、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた施策を推進します。

○国や県が取り組んでいる、デコ活やぶちエコやまぐち県民運動を推進します。

○公共施設へのＥＶ充電設備の導入を進め、ＥＶ自動車の普及を促進します。

4　環境への関心を高め、環境保全活動を推進します

○「柳井市環境基本条例」に基づき、市民・事業者・行政の責務を明確化するとともに、参加・協力・連携による環境保全活動が推進されるように市民の意識啓発を進めます。

○環境保全や地球温暖化防止に関する情報収集に努め、市民に広く啓発します。

○脱炭素社会の実現を目指し、省資源･省エネルギー対策の普及促進や公共施設への新エネルギー・再生可能エネルギーの導入等に努めます。

○環境教育を推進し、子どもたちが自然とふれあえる学習機会の充実を図ります。

５　豊かな自然環境を保全し、生物多様性を意識したまちづくりを推進します

○農地の適切な管理や耕作放棄地の発生防止に努め、農地が持つ景観形成や生物多様性の保全などの機能の維持を図ります。

○減農薬や有機農業など、環境に配慮した営農の取組を支援し、自然環境と調和した土地利用を促進します。

○特定外来生物の定着予防及び定着区域の拡大防止のため、引き続き啓発・防除活動に取り組みます。

６　生活環境の保全のため、公害防止対策を推進します

○関係行政機関と協力し、大気や公共用水域の環境監視体制の充実に努めるとともに、工場、事業所への監視・指導を継続し、排出基準の遵守の徹底を図ります。

○大気環境を保全し健康被害を防止するため、光化学オキシダントやＰM2.5 等の監視と情報提供体制の強化に努めます。

○工場、事業所との環境保全協定等の締結を通じて生活環境の維持・向上を図ります。

○騒音、振動、悪臭の防止に向け、監視・指導体制の充実に努めます。

○有害化学物質等による土壌汚染については、引き続き現状把握に努めます。

○生活環境に関する相談窓口の充実を図り、生活公害の軽減に努めます。

７　市民・事業者・行政が連携し、環境美化を推進します

○「柳井市をきれいにする実践活動の日」をはじめ環境美化活動の充実に努め、市民の環境美化意識の向上を図ります。

○散乱ごみ等の清掃ボランティア活動への支援を継続し、取組への参加を促します。

○関係行政機関との連携を深め、ごみの不法投棄や不正処理に対する監視・指導体制の強化に努めます。

８　快適な生活環境を創出するため、生活衛生対策を推進します

○自治会等による下水溝清掃など、生活衛生対策を推進します。

○斎場や墓地の適正な管理運営に努めます。

○動物愛護や適正なペットの飼い方などの普及啓発に努め、飼い主のマナーや市民の生活衛生意識の向上を図ります。また、狂犬病予防に引き続き取り組みます。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 届出対象行為に対する<br>改善要請件数 | R7 年度：0 件 | R13 年度：0 件 | → |
| 環境学習参加者数 | R7 年度：1,261 人 | R13 年度：1,400 人 | ↗ |
| ボランティア専用ごみ袋<br>交付制度の登録者（団体）数 | R7 年度：<br>68 個人 91 団体 | R13 年度：<br>75 個人 100 団体 | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○景観について関心を持ち、心地よいと感じる景観を見つけてみましょう。
○クールビズ・ウォームビズの実践、エアコンの温度設定の調整、公共交通機関の利用などを心がけましょう。
○身近な自然の中で生物多様性や自然保護の大切さを学びましょう。
○「柳井市をきれいにする実践活動の日」や地域の清掃活動に参加しましょう。
○ペットは責任を持って飼いましょう。また、野良猫への餌付けはやめましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 柳井市景観計画 | 平成 24 年～ |
| 第 3 次柳井市環境基本計画 | 令和 9～18 年度 |

# 6　緑化・公園



## 現状・課題

○本市では、柳井ウェルネスパーク、茶臼山古墳歴史の広場、翠が丘防災運動公園などの特色ある都市公園や、柳井川河川公園などの自宅から歩いて利用できる身近な公園緑地の整備を進めてきました。しかし、公園施設については、全体にわたって老朽化が進行しており、適切な維持補修や更新が困難な状態になると、安全で快適な利用を確保するという公園本来の機能に支障が生じることとなります。

今後は、やまぐちフラワーランド、農村公園、児童遊園、民有緑地など都市公園以外の施設も含めた既存施設の利用促進と適切な管理運営に努めるとともに、市全体のバランスを考慮しつつ既存公園施設の廃止や再編成を含めた長寿命化対策を計画的に進めていく必要があります。

○市民参加による花壇づくりや、市民、事業者等と一体となった地域ぐるみの緑化活動を推進し、花と緑にあふれるまちづくりを進めてきました。快適な市街地環境を創出する上で、「花と緑」がもたらす効果は幅広く、生涯学習、コミュニティ形成、余暇活動、産業振興、景観形成など多岐にわたっています。

一方で、高齢化や担い手不足などにより、市民花壇や地域の緑化活動を支える人材が減少し、維持管理が難しくなっている地域もみられます。このため、花と緑にあふれるまちづくりを持続的に推進していくためには、市民、事業者、学校など多様な主体との協働をさらに進めるとともに、活動に参加しやすい環境づくりや新たな担い手の確保を図っていく必要があります。

## 施策展開の方針と主な取組

1　公園緑地が持つ多機能性を生かした管理運営に努めます

○「柳井市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、将来を見据えた適切な管理運営がなされるように取組を進めます。

○市民が身近な公園緑地に対して愛着を持ち、適切に維持管理が行われるように、自治会等による自主的な公園管理活動を支援するなど、市民、事業者等との協働の取組を進めます。

○遊具など公園施設の老朽化対策を強化するため、利用状況に応じた施設の廃止や再編を含め、適正な維持管理と機能更新を行います。

○災害時における避難場所及びオープンスペースとしての機能が発揮されるように、公園施設の充実と適切な維持管理に努めます。

○自然公園法に基づく瀬戸内海国立公園は、適正な保全管理がなされるように、関係機関との連携・協力を図ります。

2　市民との協働による花と緑のまちづくり活動を推進します

〇やまぐちフラワーランドと連携し、花と緑に関する講座や体験イベント、情報発信等を通じて、緑化と花いっぱい運動の推進に努めます。

〇街路樹などの計画的な維持管理により安全性の確保に努めるとともに、公共施設における緑化の充実に取り組みます。

〇花と緑が持っている潤いや和みの空間を生み出す力をまちづくりに生かすため、市民、地域、事業者、関係団体等と協働し、市民花壇づくりや事業活動、地域活動における緑化の推進を支援します。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 自治会等が管理運営に関与している都市公園数 | R7 年度：7 か所 | R13 年度：10 か所 | ↗ |
| 市民花壇の管理を行う団体数 | R7 年度：37 団体 | R13 年度：40 団体 | ↗ |
| 長寿命化対策を行った都市公園施設の割合 | R7 年度：10.7% | R13 年度：55.0% | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

〇地域、職場、学校などのいろいろな場面で、花と緑のまちづくり活動に取り組みましょう。

〇地域の草刈りや清掃、緑化活動に参加しましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 柳井市都市公園施設長寿命化計画（柳井ウェルネスパーク） | 令和 7～15 年度 |
| 柳井市都市公園施設長寿命化計画（岡ノ上公園ほか 16 都市公園） | 令和 3～12 年度 |
| 柳井市都市公園施設長寿命化計画（茶臼山古墳歴史の広場） | 平成 30～令和 9 年度 |

# 1　観光



## 現状・課題

○新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んだ観光需要は、国内観光を中心に回復傾向にあり、近年ではインバウンド需要も再び拡大しています。一方で、旅行者のニーズは「団体旅行・周遊型」から、「個人旅行・体験型・滞在型」へと変化しており、地域ならではの暮らしや文化、自然、食などを体感できる観光が求められています。

○本市は、瀬戸内海国立公園に指定されている美しい瀬戸内海の景観のほか、白壁の町並みや明治維新に影響を与えた僧月性にまつわる史跡など多くの歴史的な資源が残されています。また、柳井金魚ちょうちんや柳井縞などの郷土民芸品をはじめ、農水産物、スポーツイベントなど、多彩な地域資源を有しています。さらに、やまぐちフラワーランド、ふれあいどころ 437、大畠観光センターなどの交流拠点を有しており、広域観光の拠点になっています。このような魅力的な観光コンテンツを有する一方で、観光客数はコロナ禍以前の水準には回復しておらず、観光消費額や宿泊客数が伸び悩んでおり、交通網の整備、観光を担う人材の不足、情報発信力の強化などが課題となっています。

○このため、本市ならではの地域資源をさらに磨き上げるとともに、「見る観光」から「参加・体験・滞在する観光」への転換を進め、農業、漁業、食、スポーツ、文化など多様な分野と観光を融合させた回遊性のある新たな観光ルートの開発に取り組んでいく必要があります。

## 施策展開の方針と主な取組

1　地域資源を有効的に活用し、魅力的な観光地を形成します

○白壁の町並みに賑わいを創出するため、柳井駅からみどりが丘図書館周辺までを回遊できるようなエリアを形成します。

○主要な観光地･施設である白壁の町並み、やまぐちフラワーランド、ふれあいどころ 437、大畠観光センター及び月性展示館の連携を強化するとともに、観光に関わる市民や事業者など多様な主体が連携・協力できる体制づくりを推進します。

○本市が管理する観光関連施設について、施設の状況や利用者ニーズを踏まえ、必要な機能の見直しや施設環境の改善を進め、快適性や利便性の向上を図ります。

○観光協会など関係機関と連携しながら、地域の観光資源の掘り起こしを行い、点在する観光資源のネットワーク化を図ります。

○柳井金魚ちょうちんをはじめとした地域ブランド「きんさい柳井」の活用により、買いたい・訪れたい・住みたいという欲求を誘発する仕掛けづくりを進めます。

○農作業や釣りなどの農山漁村の暮らしや、柳井金魚ちょうちん、柳井縞の作製などを体験できる参加・体験型の観光コンテンツの充実を図ります。

○スポーツ大会や合宿を契機として本市を訪れる人を、市内観光地や地域資源へ誘導し、市内回遊の促進と地域経済の活性化につなげます。
○ＪＲ柳井駅への特別列車の誘致や、県内に停泊するクルーズ船観光客を市内観光地へ誘導する取組を進めます。

2　広域連携と観光プロモーションを強化します
○近隣市町や観光関係団体と連携し、広域観光ルート開発などによる滞在型周遊観光を推進します。
○観光協会などの関係団体との連携により、観光ＤＸを推進し、デジタル技術を活用した鮮度の高い観光情報の発信に取り組みます。
○地域で活動する若者や本市ゆかりの人、柳井の魅力を広く発信する人材等との交流・連携を促進することで、地域の魅力を効果的に発信し、交流人口の拡大につなげます。

3　誰もが快適に観光できる観光客に優しいまちづくりを推進します
○観光パンフレットや観光案内図、観光案内表示などの情報発信のデジタル化を推進し、観光客の利便性向上を図るとともに、外国人観光客への多言語対応に取り組みます。
○主な観光施設において、フリーＷｉ-Ｆｉスポットの整備やトイレの洋式化、キャッシュレス化を推進します。
○観光関連業者をはじめ、商店や行政、市民による受入環境の充実とホスピタリティ（訪問者を丁寧にもてなすこと）の向上に努めるとともに、観光ボランティアなどの人材の育成を図ります。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 観光客数 | R7 年：720,769 人 | R13 年：800,000 人 | ↗ |
| 宿泊客数 | R7 年：46,260 人 | R13 年：50,000 人 | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○地域の魅力を伝え、観光客を温かく迎えましょう。
○柳井の文化や自然を守り、次世代へつなげましょう。

## 2　商工業・サービス業



### 現状・課題

○市内事業者の多くは中小企業であり、人口減少や少子化・高齢化による市場規模の縮小、原材料価格・エネルギー価格の高騰、慢性的な人手不足、後継者不足などにより、厳しい経営環境に置かれています。また、デジタル化や消費行動の変化への対応も求められており、経営基盤の安定化や事業継続力の向上が課題となっています。

○商業・サービス業においては、インターネット通販やキャッシュレス化の普及、消費者ニーズの多様化などにより、購買行動が大きく変化しています。また、後継者不足や人材不足等による廃業、郊外型店舗や広域商圏への買物客の流出などにより、店舗数や商品販売額は減少傾向にあります。特に駅北地区は、空き地・空き店舗の増加や商店街機能の低下が課題となっており、来訪者や地域住民が集い、回遊できる魅力ある商業環境の形成が求められています。駅南地区は、大型店の集積が進む一方、空き店舗が増加しています。

○工業では、少子化・高齢化による労働力不足や若年層の市外流出により、地域経済を支える人材の確保が年々厳しさを増しています。また、ＤＸの推進や生産性向上への対応が課題となっています。

○地域経済の持続的な発展に向けては、事業者、商工団体、行政、大学等の研究機関が連携し、人材育成や事業承継、地域資源を活用した商品開発などに取り組み、地域内経済循環の活性化を図る必要があります。また、消費者ニーズや市場動向の変化を的確に捉えながら、事業者の販路開拓や技術力向上、デジタル化への取組を支援する必要があります。

### 施策展開の方針と主な取組

1　商業・サービス業の振興を図り、魅力に満ちた賑わいのあるまちづくりに努めます

○農商工連携による、魅力ある新商品の開発や地域資源を活用した地域ブランド「きんさい柳井」の認証及び認証商品の販路拡大を支援します。

○歴史的景観を活かした体験型観光と商業・サービス業の連携を進め、来訪者がまちなかを歩いて楽しめる環境づくりを支援します。

○観光分野との連携により、地域の魅力を生かした商品・サービス開発を促進します。

○商工団体等の関係機関と連携し、空き店舗の家賃支援などにより、商店街の賑わいづくりを推進します。

○商業・サービス業におけるＳＮＳ、ＥＣサイト、キャッシュレス決済等のデジタル技術の活用を促進し、情報発信や販路拡大、利用者サービスの充実を進めます。

２　工業の振興と持続可能な事業経営の取組を支援します

○ＤＸの推進や先端設備導入など、生産性向上や業務効率化に向けた事業者の取組が進むよう関係機関と連携し、情報提供や制度活用の促進に努めます。

○事業者向けに人材確保や人材育成に関するセミナーを開催し、人材面における課題解決を支援します。

３　事業者の経営基盤強化に努めます

○県や商工団体等との連携により、経営指導や情報提供、経営相談体制の充実を図るとともに、各種支援制度の活用促進に努めます。

○商工団体等が実施する各種事業を支援し、市内事業者の経営力向上を推進します。

○市制度融資の充実を図り、円滑な資金供給を行うことで、事業者の経営基盤強化を図ります。

○関係機関と連携し、事業承継に関する相談支援の充実を図ります。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 小売業年間商品販売額<br>（経済センサス） | R3 年：441 億円 | R13 年：維持する | → |
| 製造品出荷額<br>（経済構造実態調査） | R6 年：320 億円 | R13 年：増加させる | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○身近な商店街での買い物を心がけましょう。

○地元企業の商品やサービスを利用して、地元企業を応援しましょう。

## 3　農林水産業



### 現状・課題

○本市の農業は、農業従事者の高齢化や担い手不足が進む中、耕作放棄地の増加、鳥獣被害の拡大、資材価格の高騰などにより、厳しい経営環境にあります。また、農地の小区画・分散や排水不良、農業用施設の老朽化などにより、作業効率の低下や維持に係る負担の増加がみられ、生産性の向上が課題となっています。特に中山間地域においては、農地の維持管理が困難となっていることから、地域での話しあいを通じた将来の農地利用の明確化、担い手への農地の集積・集約化、集落営農の推進、多様な担い手の確保、地域ぐるみの農地保全や鳥獣被害防止対策を進める必要があります。

○農業の持続性を高めるためには、地域の特性を踏まえた農産物の生産振興や、花き・園芸作物等の付加価値向上に取り組むとともに、スマート農業技術の導入による省力化・効率化、環境保全型農業の推進など、時代の変化に対応した生産体制の構築が求められています。

○林業については、林業従事者の減少や高齢化、森林所有者の管理意識の低下、森林資源の活用不足などにより、適切な森林管理が難しくなっています。このため、森林環境譲与税や森林経営管理制度を活用し、私有林の適正管理、間伐や森林整備、竹林対策などを進めるとともに、森林の有する水源涵養、山地災害防止、地球温暖化防止などの多面的機能を維持・増進していく必要があります。

○水産業については、漁業就業者の減少や高齢化、漁獲量の減少、燃油価格の高騰などにより、厳しい経営環境が続いています。このため、魚礁や築いそ等の漁場整備、種苗の放流による資源管理、漁港施設の長寿命化や機能保全を進めるとともに、担い手の確保、水産物の高付加価値化、魚食普及による消費拡大を図る必要があります。

○６次産業化については、農林水産業を取り巻く環境が大きく変化する中で、生産だけでなく、加工、販売、観光、体験等と結び付けることにより、地域資源の付加価値を高める取組が重要となっています。一方で、商品開発や販路確保、情報発信、人材確保などの課題があることから、農商工連携や地産地消、ブランド化、直売所等の活用を通じ、地域産業の活性化につなげていく必要があります。

### 施策展開の方針と主な取組

1　農業の持続的な発展に向けた生産基盤の強化と担い手の確保を推進します

○認定農業者、集落営農法人、新規就農者、女性や若者など、多様な担い手の確保・育成を進め、地域農業を支える経営体の経営安定と規模拡大を支援します。

○地域計画において示された将来の農地利用の方向性を踏まえ、農地中間管理事業等を活用しながら、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、集落営農の組織化や法人化、地域ぐるみの営農体制づくりを促進します。
○農業生産の効率化と農地の保全を図るため、ほ場整備、農道、用排水路、ため池等の農業生産基盤の整備・保全を進めます。
○中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金などの日本型直接支払制度を活用し、条件不利地域における農業生産活動の継続、農地、水路、農道等の地域資源の保全管理、環境と調和した農業の取組を支援します。
○地域ぐるみの共同活動を通じて、農地や農業用施設の維持管理を進めるとともに、耕作放棄地の発生防止と解消に努めます。
○有害鳥獣による農作物被害を軽減するため、捕獲体制の強化、防護柵の設置、地域ぐるみの防除活動など、総合的な鳥獣被害防止対策を推進するとともに、人身被害のおそれがある有害鳥獣の目撃情報が寄せられた場合には、防災メールや市公式ＬＩＮＥ等を活用し、速やかな情報提供に努めます。
○スマート農業機械やＩＣＴ、ドローン等の導入を促進し、作業の省力化、効率化、労働負担の軽減を図るとともに、関係機関と連携しながら、スマート技術の普及啓発や活用に向けた情報提供を進めます。
○畜産については、畜産農家の経営安定や省力化、生産性向上に向けた取組を支援するとともに、家畜防疫対策の徹底を図ります。

2　森林の適正な管理と多面的機能の維持・増進を図ります
○森林組合等の関係機関と連携し、森林整備を担う人材の確保・育成を図るとともに、森林所有者への意識啓発や相談体制の充実に努めます。
○森林環境譲与税や森林経営管理制度を活用し、私有林の適正管理、間伐、森林更新、竹林整備等を進め、森林の多面的機能の維持・増進を図ります。
○林業においては、森林情報の把握や森林整備の効率化に資するデジタル技術の活用を検討し、計画的な森林管理につなげます。

3　水産業の経営安定と水産資源の維持・増大を図ります
○漁業協同組合等と連携し、漁業経営の安定化や新規就業者の確保・育成を支援するとともに、漁業技術の継承や地域漁業の維持に努めます。
○魚礁や築いそ等の漁場整備、種苗放流、藻場の保全などにより、水産資源の維持・増大を図ります。
○漁港施設については、長寿命化や機能保全を計画的に進め、漁業活動の安全性と効率性の向上に努めます。
○水産業においては、漁場環境や資源管理に関する情報の活用を進め、効率的な操業や水産資源の維持管理につなげることで、持続可能な漁業経営を支援します。

４　地域資源を生かした６次産業化をはじめとした取組を推進します

〇農林水産物の加工、販売、観光、体験等を組み合わせた６次産業化や農商工連携を促進し、地域資源の付加価値向上を図ります。

〇農林水産物のブランド化や販路拡大を進めるとともに、直売所、朝市、地域イベント、ＥＣサイト、ＳＮＳ等を活用した情報発信の充実に努めます。

〇地産地消を推進し、学校給食、市内飲食店、直売所、地域イベント、家庭などにおける地元産品の利用促進を図ります。

〇花き、園芸作物、水産物など、本市の地域特性を生かした産品の魅力向上を図り、消費拡大と地域産業の活性化につなげます。

〇農業体験、漁業体験、都市農村交流などを通じて、農山漁村の魅力を発信し、関係人口の創出と地域の賑わいづくりを進めます。

〇商工業や観光分野との連携により、地域産品を活用した新商品の開発や販売促進を支援し、地域内経済循環の拡大を図ります。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| ほ場整備着手済農地面積 | R7 年度：734ha | R13 年度：800ha | ↗ |
| 新規就農・就業者数 | R7 年度：2 人 | R13 年度：15 人<br>（R9 年度からの累計） | ↗ |
| 有害鳥獣による農作物被害面積 | R7 年度：3.47ha | R13 年度：3.0ha | ↘ |
| 新規漁業就業者数 | R7 年度：1 人 | R13 年度：5 人<br>（R9 年度からの累計） | ↗ |
| 学校給食における県産農水産物（加工品含む）の地産地消率 | R7 年度：76.5% | R13 年度：90.0% | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

〇地元で生産された農林水産物を積極的に購入し、地産地消に取り組みましょう。

〇直売所、朝市、地域イベントなどを利用し、地域の農林水産物や特産品の魅力を知り、周囲へ発信しましょう。

〇国・県・市の補助事業を活用し、農業経営の安定化を図りましょう。

〇農地や水路の保全活動、環境美化活動、鳥獣被害防止活動などに参加し、農山漁村の維持に協力しましょう。

〇６次産業化によって生まれた加工品や地域産品を購入・利用し、地域産業の活性化を応援しましょう。

## 関連する個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---|---|
| 柳井農業振興地域整備計画 | 令和 2 年度～ |
| 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 | 令和 5 年度～ |
| 地域農業経営基盤強化促進計画 | 令和 7～16 年度 |
| 柳井市森林整備計画 | 令和 4～13 年度 |
| 柳井市鳥獣被害防止計画 | 令和 8～10 年度 |
| 柳井市農道施設個別施設計画 | 平成 29 年度～ |
| 柳井市林道施設個別施設計画 | 平成 29 年度～ |
| 柳井市漁港機能保全計画 | 令和 2 年度～ |

## ４　企業誘致・雇用



### 現状・課題

○新型コロナウイルス感染症の流行を経て、企業の働き方や拠点のあり方は大きく変化しました。都市部一極集中から地方分散への関心が高まり、ＢＣＰ（事業継続計画）対策やサテライトオフィスの需要が拡大するなど、地方への投資意欲は多様化しています。本市では、県や商工団体等の関係機関と密に連携し、こうした事業展開を検討する企業の情報収集と本市の魅力発信を積極的に行ってきました。しかし、進出ニーズが高まる一方で、県内、市内の工業団地等の空き区画は減少しており、新たな受け皿の確保や、多様な産業形態に対応した立地環境の整備が急務となっています。

○価値観の多様化や働き方改革の進展により、若年層や女性、シニア世代など幅広い層で創業への関心が高まっています。本市においても、商工団体等の関係機関と連携した創業支援事業を通じて、経営ノウハウの提供や伴走型の相談体制を構築しており、一定数の新規創業者が誕生しています。

一方で、資金調達、拠点確保、創業後の販路拡大が大きなハードルとして挙げられます。創業直後の企業は経営基盤が脆弱であり、物価高騰や人手不足といった厳しい経済情勢下で事業を軌道に乗せることは容易ではなく、今後は、空き店舗等の物件情報の提供等支援を行い、初期投資を抑制する仕組みを強化するとともに、創業後を見据えた販路開拓や経営改善支援を充実させ、単なる開業に留まらない持続可能な事業運営を支える包括的な環境整備が求められています。

○生産年齢人口の減少に伴い、企業の労働力不足は深刻な局面を迎えています。特に専門技術や高度なスキルを持つ人材の不足が顕著であり、企業の持続的な成長を阻む大きな要因となっています。これまで市では、ハローワーク等の関係機関と連携し、合同就職フェアの開催や求人情報の提供等を通じてマッチングの支援に努めてきました。今後は関係機関との連携をさらに深化させ、企業の求める人材像を把握するとともに、市内企業への就職促進や離職防止に向けた取組を進め、安定的な雇用基盤を構築することが必要です。

○本市では、生産年齢人口の減少と若年層の市外流出が進行し、地域経済を支える労働力の確保が喫緊の課題となっています。特に若者や女性において、個々の能力を十分に発揮できる多様な就業機会やキャリア形成の選択肢が不足している現状があります。これまで、就職相談などのイベントを推進してきましたが、ライフステージに応じた柔軟な働き方の整備が求められています。今後は、企業のワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図るとともに、誰もが働きやすい職場環境の構築を加速させる必要があります。あわせて、デジタル化等の産業構造の変化に対応した潜在的な労働力の掘り起こしと人材の定着を図ることで、活気ある地域社会の実現を目指すことが求められています。

## 施策展開の方針と主な取組

1　企業誘致を推進し、魅力ある雇用の場の創出に努めます

○県や商工団体等の関係機関と密に連携し、事業展開を検討している企業の情報収集を強化するとともに、本市の強みや魅力を戦略的に発信します。

○工業団地等の空き区画減少に対応するため、市内の未利用地や未利用施設の有効活用を図り、積極的な企業誘致と地元企業の規模拡大を推進します。

○未利用地等へのスムーズな企業進出を促進し、多様な産業形態に対応できるよう、必要なインフラなどの立地環境整備を進めます。

○都市部一極集中から地方への分散志向や、災害時等における事業継続の観点を踏まえ、市外に本社を置く情報、通信関連企業等のサテライトオフィス誘致に努めます。

○税制上の優遇措置や各種奨励金などの支援制度を継続し、企業誘致及び地元企業の設備投資を促進します。

○大学などの研究機関が持つ先進的な研究成果や技術を多様な市内産業に波及させるため、関係機関等との情報交流と連携を深め、新産業の創出を図ります。

2　創業者に対する支援を強化します

○創業を促進するため、県や研究機関、商工団体等と連携し、実践的な経営ノウハウや専門知識を修得できる起業セミナーなどの研修事業を充実させます。

○創業や新分野への進出を目指す事業者に対し、商工団体や市内金融機関等と強固に連携した金融・経営相談体制を構築し、課題解決や創業後を見据えた販路拡大などの持続可能な事業運営に向けたきめ細かな伴走型支援に努めます。

○創業時の負担である資金調達を軽減するため、制度融資を実施し、あわせて、空き店舗、空き物件等の情報提供や活用支援を行い、初期投資を抑制する仕組みを継続します。

3　雇用の確保に努めます

○教育機関や地元企業等との連携を強化し、若者や女性にとって魅力ある多様な働き方ができる地域の就職先や地元企業の情報を積極的に発信し、市内就職につながる取組を進めます。

○ハローワークや商工団体等と連携して市内企業を定期的に訪問し、企業が求める具体的な人材像の把握と、潜在的な雇用の掘り起こしに努めます。

○ハローワークや近隣自治体との広域的な連携を図りながら、合同就職フェアの開催や職業相談・キャリアカウンセリングの充実等に努めます。

○企業のデジタル化などに対応するため、関係機関と連携した雇用創造推進セミナーや技術講習研修を開催し、地域が求める専門人材の育成に努めます。

○女性や若者をはじめとした多様な人材がライフステージに応じて柔軟に働けるよう、企業のワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努め、働きやすい職場環境づくりを促進します。

○定年引上げや継続雇用制度の導入など、企業における高齢者雇用確保措置の実施を促し、定年を超えても健康で意欲的に働ける職場の拡大に努めます。
○シルバー人材センターにおける会員や受託・派遣事業の拡大などを支援します。
○障がい者の雇用促進を図るため、普及啓発活動や職業訓練機会の提供等を行います。

## 成果指標

| 指標名 | 現状 | 成果指標 | 方向性 |
|---|---|---|---|
| 企業誘致件数 | R7 年度：1 件 | R13 年度：6 件<br>（R9 年度からの累計） | ↗ |
| 創業件数 | R7 年度：8 件 | R13 年度：40 件<br>（R9 年度からの累計） | ↗ |
| 柳井広域合同就職フェア<br>参加者数 | R7 年度：42 名 | R13 年度：250 名<br>（R9 年度からの累計） | ↗ |

## 市民の力（あなたの行動がまちの力になります）

○研修会やセミナーに積極的に参加し、自らの学びを地域の活力につなげましょう。